

第百七十四回国会

参議院財政金融委員会会議録第五号

平成二十二年三月二十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月十九日

辞任

水戸 将史君

三月二十三日

辞任

植松恵美子君

補欠選任

植松恵美子君

補欠選任

水戸 将史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大石 正光君

大久保 勉君

藤田 幸久君

円 より子君

愛知 治郎君

林 芳正君

委員

植松恵美子君

尾立 源幸君

風間 直樹君

川合 孝典君

川上 義博君

自見庄三郎君

田村耕太郎君

富岡由紀夫君

前田 武志君

峰崎 直樹君

鴻池 祥肇君

鶴保 庸介君

中川 雅治君

牧野たかお君

若林 正俊君

国務大臣

財務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

財務副大臣

農林水産副大臣

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人

財務省主税局長

国土交通大臣官房審議官

参考人

日本銀行理事

社団法人日本経済研究センター理事長

慶應義塾大学商学部教授

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

みずほ証券株式会社金融市場調査部長/チーフストラテジスト

荒木 清寛君

白浜 一良君

大門実紀史君

菅 直人君

亀井 静香君

峰崎 直樹君

郡司 彰君

大嶋 健一君

古谷 一之君

花岡 洋文君

中曾 宏君

深尾 光洋君

青山 慶二君

高田 創君

本日

の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○委員長の出席要求に関する件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大石正光君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十九日、水戸将史君が委員を辞任され、その補欠として植松恵美子君が選任されました。

○委員長(大石正光君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主税局長古谷一之君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事中曾宏君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大門実紀史君 大門でございます。おはようございます。今日は、ほかの委員会とちよつと重なっている関係で、順番を自民党、公明党の皆さんに配慮してもらつて先に質問させていただきます。感謝を申し上げます。

この間、問題になっている都市農業の再生の問題、税制の在り方について質問をいたします。郡司副大臣にもわざわざ来ていただきました。ありがとうございます。

都市農業の重要性が、食料の問題だけでなく環境問題も含めて叫ばれるようになって、予算委員会の公述人でもJAの代表の方がこの都市農業問題に集中して御意見、御要望を述べられたところでございます。

まず、ちよつと資料をお配りいたしました。一枚目に、そもそも農地の課税上の区分を表示してございます。都市農業で問題になるのは市街化区域の農地でございまして、その解説といたしまして、分かります図になっております。農地とみなされる生産緑地の中の農地、一般市街化区域内にある農地、三大都市圏の特定市街化区域内にある農地ということで、それぞれ評価と課税の仕方が変わるというのを図にしております。要するに、宅地並み評価、宅地並み課税になると大変重い負担になるということでございます。

二枚目の資料に、そういう市街化区域内の農地の面積が激減しているという資料でございます。これ、都市計画法上、既に市街化を形成している区域はおおむね十年以内に優先的に市街化を図る

べきというふうなことがございまして、そういう地域では農業振興地域の指定を行うことができないということ、要するに市街化区域内の農地というのは農業施策の対象から除外されてきた。これが農業をしていても固定資産税が、農地課税ではなく宅地並みになっている根拠でございまして、そのこともあってこれだけ農地面積が減少している。十五年間で約半減しているということでございます。

三枚目の資料は、三大都市圏の特定市における農地面積ですけれども、これも同様に十五年ぐらいいでは半減している、農地面積がすね、ほぼ半減していることでございます。

大変危機的な状況になっていると思うんですけども、まず郡司副大臣にお伺いいたしますけれども、こういう都市農業、農地が減っている、激減した原因として農水省はどういうふうにお考えかをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○副大臣(郡司彰君) 今、大門委員御指摘になされましたとおり、いわゆる都市農地というのは減少をしているわけでありまして、これも、これまで御説明の中でございましたように、市街化区域といひますのは、十年以内に計画的にあるいは優先的に市街化を図るべき地域ということでございまして、その原則からいたしますれば、農地が減少をするということは結果として導き出される数字なのかなというふうに思っております。

ただし、その自治体と生産者の方で契約を結んで農業を続けていこう、生産緑地に指定をした、その地域について見れば保全をされている状態が一方では続いているのではないかと、このように分析をしているところでもあります。

○大門実紀史君 おっしゃるとおり、生産緑地のところは減っていないというのがこのグラフにもあるとおりでございます。

問題は、全部生産緑地にできるわけではございませんので、非常に、基準がございまして、簡単ではないということ、この市街化区域の農地が減っているということでございます。要するに、

土地利用政策の結果減ったということが言えると思ひます。
具体的なお話で、資料四枚目に埼玉県川口市の、県全体ですね、川口市の状況の表を載せておきました。

ここでは、川口の中でいへば、どんな議論がされているかといひますと、これは埼玉新聞に川口の農業を考えるとという市長対談というのがございましてけれども、そこで市長さんとおっしゃるには、埼玉県川口市でいへば、昭和四十五年当時千五百ヘクタール以上あったものが、平成十七年には四百七十五ヘクタールに減っている、このままいくとあと二十年後には完全にこの町から農地がなくなってしまう、これでいいのかということ、何とか農地を維持したいということ、最大の問題は、農業の生産額よりも固定資産税の方が高く、なおかつ相続にしてもかなり厳しい制約があると、こういう点を緩和してもらいたいということをおっしゃっております。

この市長対談で、税理士さんも、農家の経営は大体赤字だと、農産物の出荷で、経費で一番大きいのは固定資産税だということをおっしゃっております。農業をやりたいけれども土地を手放さざるを得ないというふうなことが続いているということ、税の負担がかなり重いということになっているわけでございます。

この点で、税の問題を含めて、農水省として各省庁に御要望されることがあったらお聞かせいただきたいと思ひます。

○副大臣(郡司彰君) 埼玉県の事例を申し述べられましたけれども、埼玉県は独特の体系をつくりながら農業を維持してきたところでございまして。里山があつて、水田があつて、畑があつて、そこで堆肥を作りながらというものがこれまでの形で残せない、こういうような現状が続いてきたんだらうというふうな思っております。
そのような中で、私どももこの都市農地というものが多様な役割を果たしているのではないかと、

そのような観点から、これまでも都市農地に対する相続税の納税猶予といった税制措置でありますとか、あるいはまた都市農業の振興に必要な市民農園等の支援等を行ってきたところでございまして。

これに對しまして、先ほど指摘がございましたJAの皆様方あるいは生産者の皆様方からは、この相続税の納税猶予というものを続けていたきたいということ、あるいはまた、今後の都市計画法などの計画の中で、例えば本人が生産を続けられなくなったときにでも、貸すことによつてその農地を保全できるような税制の在り方というものも検討していただけないか、そのような意見を伺つていただいておりますけれども、ただこれ、御指摘のとおり、私どもだけで判断をするものではございませんので、省庁とまたがつた形でこれからの課題として検討していかなければいけない、そのように思つていただいております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

資料の五枚目に、JA、農協中央会の税制改正要望をそのまま載せてございます。下の方にございまして、都市農地については、三大都市圏特定市では、宅地並み課税の実施、その他の市町村では負担調整措置の実施など、固定資産税の引上げが行われて、その結果、都市農地の面積の減少が続いている。このままでは都市農業、農地の果たす多面的機能の発揮が損なわれかねない状況にあるということ、このようなかで、見直しを検討されている都市計画法において、都市農地を都市政策の中に明確に位置付け、関連する税制について見直しを行うことが必要だという要望を出されております。

先ほど申し上げました、この固定資産税の重さを数字で申し上げますと、資料の六枚目でございますけれども、これは一般農地と特定市街化区域農地、一般市街化区域農地のそれぞれの一平米当たりの固定資産税の税額を計算したものでございまして。要するに、一般農地の場合は一平米当たり

〇・九五円、特定市街化区域農地が百八十二・九円、一般市街化区域農地が五十・五二円ということで、つまり特定市街化区域農地は一般農地の百九十二倍、一般市街化区域農地は一般農地の五十倍以上ということになります。これは先ほど申し上げました川口市などでは、実に数百倍の課税額になる部分もございました。つまり、農業生産物でこんなに高い固定資産税を払い続けることはもう到底不可能でございまして、農業所得の数倍の固定資産税というのは、もう農業やめると言つておるようなものでございまして。

こういう中で、先ほど郡司副大臣からあつたとおり、今都市計画法の抜本見直しという方向が進められているのも事実でございます。こういう大本には都市計画の問題があるわけですから、国交省に伺ひますけれども、この都市計画の見直しの中で、この都市農地の問題はどのような方向で議論されているのか、少し教えてもらえますか。

○政府参考人(花岡洋文君) お答えいたします。

私どもでは、昨年の六月に都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告といったようなものを取りまとめております。その報告におきましては、都市内の農地の多面的な機能といったものを都市が将来にわたつて持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価をいたしまして、農地を含めた都市環境の在り方をより広い観点で検討していくべきとしていただいております。

今後、人口減少や高齢化といったものが進みまして、また地球環境問題への対応も求められるといったことを考えますと、効率的でコンパクトな町づくり、私どもではこれをコンパクトシティといひたふうに呼んでおりますけれども、こういった町づくりを進めていくことが肝要でございまして、その実現を目指す観点からも、都市内の農地の在り方につきまして、引き続き重要な課題として考えていく必要があると考えておるところでございます。

なお、こうした都市内の農地の在り方につきま

しては、都市行政のみならず農業政策、税制など関係省庁との連携が不可欠でございますので、今後とも関係省庁と協力いたしまして総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 要するに、今までの都市計画でいきますと、市街化区域というのはできるだけ宅地にしないという流れがあったわけですね。人口減少もありまして、環境問題もありまして、農業の多面的機能もあるから、必ずしも宅地にしろ宅地にしろじゃなくて、違う方向で考えていくというような方向に議論はされていると思いますし、そういう視点を都市計画法の改正に具体的に反映してもらいたいと思います。

もう一つ、この都市農業をやっていらつしやる方の強い要望がございまして、これは予算委員会の方の公述の方もおっしゃってございましたけれども、平地林、屋敷林の問題でございます。

私は、埼玉県三芳町の三富新田という現地を見てまいりましたけれども、畑がございましてその隣に林があるわけですね。その林の落ち葉とかを堆肥にしてその畑で使うというふうな、農地と平地林というのは循環型の非常にいい役割を果たしているわけですが、この平地林に関しては、例えば、相続税の納税猶予制度、普通の農地ならば二十年間納税が猶予されるということですが、平地林とか屋敷林にはそういう措置が、制度がない。したがって、相続のときに相続税を払うためにその平地林を切り売りせざるを得ないというのが今の実情です。

どんどんどんどんその平地林が都市部では減ってきておりまして、これは環境問題にも大きな影響を与えます。あるいは、平地林の部分に産廃施設とか倉庫を建てるとか、そういうことでない税金の問題が負担が堪えられないというような状況になっておりまして、この平地林もどんどん減っているところがございます。

都市農業サミットというのがございまして、これは平成二十一年十月十九日でございますが、こ

れは三大都市圏の特定市が参加した都市農業サミットですけど、この共同宣言の中でこういうふうに出ております。農業生産に必要不可欠な施設用地や都市における貴重な緑地空間を提供する屋敷林について、相続税の軽減措置を講じられたこと。さらに、水の循環や生態系の保全に重要であり、農用地と密接な関係にある山林、平地林についても相続税の軽減措置を講じられたこと。このような要望が出ております。

今まで財務省はこういう要望に対して、農地と平地林は違うんだと、何が違うのか説明抜きに、ただ違うんだということの一点張りでございます。ただ、どうなんだろう、そろそろこういう循環型の農業とか環境を考えると、そうかたくなにことを永久に言い続けるのではなくて、若干こういうことも検討せざるを得ないんじゃないでしょうか。

ちよつと、峰崎さん、お考えございましたら。○副大臣(峰崎直樹君) ちよつと済みません。今、私の……。

○国務大臣(菅直人君) じゃ、私が。実は四十年前に私が最初に取り組んだ市民運動がよりよい住まいを求める市民の会という、実はこの市街化、いわゆる農地の宅地並み課税を、当時、自民党から共産党まで全部反対する中で、市民運動の立場ですが、やっぱり住宅を安くサラリーマンが入手するにはしっかりとやった方がいいんじゃないかという運動をやったものですから、実はもう古い話まで全部頭の中に思い出しております。それを全部言おうと三時間ぐらい掛かりますので、一、三分にとどめたいと思っております。

つまりは、日本の土地政策の大失敗が私は根底にあると思います。ドイツなどでは、ここは畑とか緑というのは完全に守られます。その代わりここは住宅を造っている。それは都市計画が非常にしっかりとしていますから、自治体のいわゆる地区詳細計画で決められるわけです。しかし、日本の場合は、基本的には土地所有者が自分の土地をどう使ってもいいというのが原則でありまして、例

外的にこれはこうしなきゃいけない、あれはあしなきゃいけない。

そこで、一九七〇年代の初めに、今言われたように市街化区域という制度を導入して、ある意味では、農業に使うところと、それから都市の利用するところをちゃんと区分しよう。これは下水道など、私の選挙区の三多摩は典型的ですが、下水道などを引く上で、スプロールが広がると下水道を一キロ引いても、家が極端に言うところと軒しかなかった。これじゃ困るので、やっぱり駅前のある範囲内はもう十年以内に道路や下水道を全部整備する、そこは市街化区域という形で位置付けよう、それから外は市街化調整区域なり一般農地で保全しよう、そういう建前でやったわけですが、御存じのように、最初のうちは農業をするためには市街化区域内に入らないという動きもあつたんですが、市街化区域内に入らないと宅地転用がしにくいということで、猛烈に市街化区域内に入ってしまったんですね。ですから、その辺りからして、実は非常に根源的な矛盾が起きてしまつて、約四十年が経過してしまいました。

私も、原理的にはドイツのようなしっかりと都市計画の下でやるべきだと思っておりますが、四十年たつた今日の段階で今からどうするかというときには、今もう人口増も止まりましたし、あるいは都市への流入も止まりつつありますので、これからはいろいろな経緯の中で残った農地はしっかりと守っていかなくちゃいけない、このように考えております。これは考え方を変えたというよりも、四十年前の失敗が、あれこれ言うともう長くなり過ぎますからほどほどにしますが、実は土地バブルを招いたのもこういう、一般的に保有税をめちゃくちゃ安くして、そのために地価税なども導入したんですけれども、間に合わなかったんですけれども、日本の土地バブルが起きたのはそういう背景があります。

それから、今、大門さん御存じだと思いますが、農地については収益還元価格で固定資産税も相続税も評価してました。だから、三多摩で坪

十万、五十万するところが収益還元価格だと相続税で一反でたしか八百円ぐらいじゃなかったでしょう。か、相続税で言つて。ですから、そういうふうな収益還元で見ると、いわゆる売買価格で見ると、元々何百倍という差が特に大都市においてはあったということも御存じだと思います。

余り長くなつてはいけませんので、今の状況の中で私が考えますと、やはりその農地というものをいかにして緑地として、あるいは防災的な観点も含め、さらには都市に新鮮な野菜を供給する、そういう意味を含めてどのように位置付け直すかということが今改めて問われている段階だと思います。

そういう意味では、市街化区域に入りますと、もう今は、建設省、つまり国土交通省の管轄に入つて農水省の管轄から事実上外れておりますけれども、もう一度、今日は農水省も国土交通省も来られてますから、そういう皆さんがいろいろ協議をされて、そういう都市に住む人々と、そして都市で農地を耕している人たちの合意ができる新しい形を見出す中で、そういう中では、場合によっては財務省という立場と、いまいし、か、税制という立場でもそれに見合った税制の在り方を考え直さなくちゃいけないのかなと、こんなふうに思っております。

○大門実紀史君 時間ございますので、もうとしゃべつてもらつても結構なんですけれども、いや大変さう深いなと、私も詳しくないと思つてびっくりいたしました。

おっしゃった点をお聞きしたかったこととございまして、この前公述人の方も、加藤さんというJAの方からされたんですけれども、もう大臣が、皆さんが言われるとおりの方向でお願いしたいということをおっしゃっていました。

つまり、今まで何度も、例えば固定資産税を下げてくれとか、財務省に相続税何かしてくれと言つても、それぞれ省庁が自分の頭で狭いところを考えて、できません、できません。国交省も

違う方向で考えている。もう各都道府県がばらばらで、幾ら言っても動かなかつたという点があるが、まあおっしゃるとおり、元々都市政策がどうだったのか、土地政策がどうだったのかというのがあるわけですから、それでずつと来て、JAの方々も、もう各都道府県がばらばらでやるんじゃないかと、ちよつと都市農業、都市環境の問題も含めて、全体で考える何か仕組みといいますか、JAの方のおっしゃったのは、都市農業基本法のようなものを作ってもらいたい。それに基づかないと各都道府県がやればばらばらで動いてしまう。

都市農業基本法と言うかどうかは別として、私は本日に、財務大臣というよりも副総理としての菅さんに今日お聞きしたかったのはまさにその点でございまして、各都道府県がばらばらに対応するのではなくて、都市農業、都市環境をどうするかという点で、ちよつと総合的な検討に入ってもらいたいというふうに思うわけですが、その点だけでも一度、菅さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 持論と立場で言えることと両面ありますが、先ほどもドイツの例を挙げましたけれども、ドイツの場合は自治体ごとに、この範囲は農地なり林で残そうと、この範囲は開発しようとして、そういうのを自治体の条例で決める形になっております。私は何年前か、もちろん野党時代ですが、そういう趣旨の都市計画法改正案というものを国会に出したことがあります。そういうふうにして、守るべきものはしっかり守っていくという形が私は本来の都市計画の在り方だと思っています。

ただ、残念ながら、日本はそういうしつかりしたルールができません。いま都市化が進み、かつ今の状況になっていきますから、もう一度、いわゆる日本の土地が大ざっぱに言えば農林省管轄と国土交通省管轄に分かれています。このことを改めてもう一度、特に都市に存在する農地については考えた上で、今丁Aの方が言われたという紹介の

ありました都市農業基本法といったような考え方をどういう共通の理念でやればいいのか。

特に、私も三多摩に住んでおりますので、農地は生産緑地で守られていても、屋敷があるものからどうしてその屋敷の相続税が非常に高く付いて、結果としてはなかなか農地を保全できない。つまり、農地そのものは生産緑地に指定していれば固定資産税も相続税も減免なり猶予があるわけですが、宅地部分がどうしても屋敷林を含めてありますので、なかなかできない。

だから、場合によつたら、中小企業の事業承継的な考え方も取り入れて、その代わり、その空間についてはある種のパブリックな利用というものをある程度認めるみたいなことも含めて、いざというときの防災的な機能も認めるといことで、何らかの形で事業承継できるような考え方が導入できないかなと。

こんなことを含めて、機会があればもちろん、農水省、国土交通省が中心だと思いますが、必要によつてはそういった場をつくることに力を貸せる機会があれば貸したいと、このように思っております。

○大門実紀史君 是非もうその方向で御検討いただければ、今まで皆さんが御要望してきたことが、先が展望が見えてくるのではないかとこのように思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○荒木清寛君 まず、私からは公債特例法に関連をいたしまして質問いたします。

まず、中小企業対策予算につきまして、これで十分かという点について、財務大臣にお尋ねいたします。

我が党は、昨年の衆議院選のマニフェストでは中小企業予算の倍増ということを書いたわけでございます。二十二年度の一般会計予算におきましては、前年度比で若干増加しておりますけれども、率としては一・一％。二十一年度の七・三％増からは大きく上げ幅は後退をしているというところでございます。

昨今のこうした経済情勢の中で、中小企業の活性化なくして経済の活性化はないわけでありまして、特に私は愛知県という物づくりの地域におきまして、製造業の空洞化ということも大変心配をしております。そういう意味では、今回の予算の中小企業対策費部分というのはやはりちよつとポリユーム的には力不足と言わざるを得ないのではないかと思います。菅大臣の見解をお尋ねします。

○国務大臣(菅直人君) 中小企業がまさに日本の、特に物づくりにとつての一番のベースを構成して、そのある意味での健全な発展なくしては日本の物づくりがうまくいかないという認識は私も全く同感であります。

そういう中で、中小企業支援対策については、予算全体を必要の高い分野に配分するという考え方の下で重点的に措置をしているつもりであります。

まず、二十一年度の二次補正予算では、中小企業の資金繰り対策について一兆円を超える予算を講じたところであります。さらに、二十二年予算においても、中小企業の活性化を図るために、一に中小企業の資金調達の円滑化、二に仕事をつくるための研究開発支援、三に中小企業の経営支援、下請取引の適正化に関する施策、こういったところに重点的に予算配分し、前年度比一・一％増の金額を確保しております。所要の中小企業施策の実施に必要な措置を講じていると、このように考えております。

そういう意味では、本予算と一体に実行しております二十一年度の補正予算も含めていただければ、この政権が中小企業にもしつかり力を入れているということはお理解いただけるのではないかと思います。

○荒木清寛君 事業仕分で廃止になった中小企業支援策もあるわけでありまして、また具体論については別の機会にしつかり議論させていただきたいと思っております。

今日は金融担当大臣にも来ていただいておりますので、今、二次補正で一兆円の資金繰りをやつたということでございます。亀井大臣は今の中小企業のそういう資金繰りの実態を見て、補正予算なり、また新年度予算のこの資金繰り支援対策で十分なのか、更に大胆な資金繰り、貸し渋り防止対策をする必要もあるのではないかとこの点について、大臣の所見をお尋ねします。

○国務大臣(亀井静香君) 私は、政府の中小企業、零細企業、商店等に対する資金的な面での用意といたしましては、補正、本予算、今、菅大臣がおっしゃいましたように相当進んでおるとおもいます。

ただ、中小企業、零細企業の皆さん方と話をしたり、そういう方々に貸出しをしている中小の金融機関の方々と話をしておりますと、資金繰りについては、今もろもろの対策上、うまくいっているといつたらあれですけども、相当楽になってきているだろうと思います。しかし問題は、新しい仕事を含めて、仕事がないという悲鳴が物すごい状況で私は聞き上げておるとおもいます。したがって、借金を猶予してもらおう、そういうことをしてもらつても先々望みがもうなくなつてきている。ましてや、新しい設備投資をするための資金を借りるというふうな、そういう意欲が残念ながらなくなつてきているという非常に厳しい実態があります。

そういう意味では、中小企業については仕事をしつかりしていくということ、既にこれやっておりますけれども、例えば設備とか雇用について、そういう中小零細企業そのものに対する直接的な支援をやれば政府としては今後とも強化する必要があると、このように考えております。

○荒木清寛君 そうしますと、亀井大臣のお話は私も何回か聞いておりますが、私も、資金繰りを幾ら支援してもらつても返さなきゃいけないわけですから、将来の当てがないところにも借りられないという話は私も聞いております。

そういう意味でいうと、中小企業に仕事をつくらなければいけないわけで、そうしますと、今菅

大臣がおっしゃった、二次補正と併せて金融対策もやっているし、新年度予算は一・一%増で十分対策をやっているんだと、こういうことで大臣としてもよろしいんですか。私は、そういう意味ではもっとこれは、大臣まさにおっしゃったように、もっと直接的に中小企業を何らかの形で財政面で支援する対策が必要であるというふうに思っているんですけれども、大臣としては、その一・一%増のこの中小企業対策で十分だと、こういうお考えなんですか。

○国務大臣(亀井静香君) 今、与信力という面で見れば相当余裕があると思います。ある意味ではこれ残念な話ですけども、借金、信組であると四〇%とか非常に低い水準でありまして、貸出し余力というのは現在も私はあると思います。それをいわゆるモラトリアム法案の実施により現在金融庁が強力な今監督指導をしておりますから、必要な金はやはりそうしたところに渡っていく状況はできている。問題は、何度も言いますが、もう仕事がないという、それを今全力で取り組まない金融面の措置だけではどうにもならないんじゃないかと、こういう危機感を深めております。

○荒木清寛君 そうしますと、やややはり今回の対策だけでは不十分だということを、うなずかれましたけれども、そういう趣旨じゃないかと思えますが。

委員長、金融担当大臣は、私の質疑ではもう結構ですので、退場されても結構ですけれども。

○委員長(大石正光君) どうぞ大臣、退席していただいて結構でございます。

○荒木清寛君 次に、外為特会積立金からの一般会計への繰入れにつきまして、法案に関連をして菅大臣にお尋ねいたします。

本法案では、二十二年度に発生が見込まれる剰余金から三千五百億円を一般会計に繰入れをすることができると定めております。また、特別会計に関する法律第八条第二項の規定に基づき、二十一年度に生ずる決算上の剰余金二兆五千七億円を

全額一般会計に繰り入れることにしてございます。

そうしますと、外為特会からの一般会計への繰入れといえますか、その依存というのは過去最大限に達しているという認識でこれはよろしいのでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 御存じのように、今の中小企業対策を含めて、今の経済状況の中ではやはり財政規模そのものはある程度大きさを確保しなきゃいけない、一方で国債を余り過大に出すとマーケットの信頼が得られない、そういう中で税外収入ということを含めていろいろな特別会計等々の見直しを徹底的に進めまして、今、荒木委員言われたように、ぎりぎりのところまで出せるものを出す中でこの平成二十二年度の予算を組ませていただいたと、おっしゃるとおりだと思っております。

○荒木清寛君 菅大臣は、この外為特会の毎年の剰余金のほかに、二十兆円を超える積立金の件についても論及をされております。

これも一部、埋蔵金といいますが、一般会計で活用することが可能ではないかという議論でありますけれども、去る二月四日の参議院決算委員会におきましては、この二十兆円余の積立金について、場合によっては一時的な活用も可能かと思っておりますと、こういうことを言われていました、繰り入れるというか、一時的に借りるということとは、一般会計が借りるということとは、一時的であれば構わないという趣旨にも聞こえるわけでありますけれども、もしこういうことをしますと、まさにこれは隠れ借金ということになってしまふんですが、改めて、積立金の一時的な活用ということについてはどういう趣旨で言われたのか、またどういう検討をされていくのか、お尋ねします。

○国務大臣(菅直人君) 外為特会の積立金の性格はもう荒木委員御承知の上での御質問だと思いますが、現在は、為替評価損が二十五兆七千億で、積立金が二十兆六千億ですので、五兆円余りの為

替損が生じているという状況であります。

そういった意味も含めて、せんだって、二月四日の決算委員会でも答弁したときも、確かに、一時的な活用も可能かと思っておりますがということを含めて、今申し上げた為替差損も生じているということと、その性格も含めてよく議論が必要かと思えますという言い方をさせていただきます。

つまりは、今、荒木委員言われたように、かつても隠れ借金ではないかと言われるようなやりくりをした過去の例も幾つかあるわけですから、本来はそういうことは望ましくないと。ただ、予算編成の中でぎりぎりの努力をする中で、そういう過去の、余りいい例とはいませんが、それに類する例もあり得ることも含めて、積極的にやりましょうという意味で申し上げたんではななくて、ぎりぎりのところでそういう検討もあり得るけれども、その場合にはよほどよく議論をしておかなきゃいけないという、そういう思いを述べたところで。

○荒木清寛君 財務大臣として財源のやりくりに大変苦労されているところがにじみ出ているとは思いますが。

それで、大臣としては、この外為特会の積立金の適正水準について現在の積立金の水準で十分だということをお考えなのかどうか、この点、確認をしておきます。

本委員会でも、過去には、ほかの特別会計でありますけれども、積立金の水準が十分かどうかと、要するに高過ぎるんじゃないかというような議論も随分行われたこともありまして、外為特会の積立金の適正水準について財政当局の見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(菅直人君) これは、いわゆる百兆近い外貨資産を持っていること自体についてのいろいろな議論もあるわけですが、今の御質問は、それ全体というよりも、この積立金の水準がどの程度が望ましいかということの御質問だと思います。

これ、いろんな考え方があってしょうけれども、一つの考え方としては、現在保有している資産が外貨資産で、その為替の変動を考えると、保有外貨資産の三〇%ぐらいが望ましい水準だという、そういう考え方もあるわけでありまして。ですから、現在の二十兆余りの積立金が、百兆近い外貨準備を有して、そう過大とも言えない。ただ、現実には為替差損が生じているわけですから、それで埋めることができない状況にあるということを含めて言えば、余りはつきりした答弁ができなくて恐縮ですが、そう過大とも言えないのかなと。ただ、元々のこの為替差損をどう考えるかというの方がより重要なのかなと思っております。

○荒木清寛君 次に、民主党のマニフェストの財源問題について何点かお尋ねをいたします。

これは言うまでもありませんが、もう公債残高が累増している現状の中では財政の持続可能性の確保が重要であることは言うまでもありませんし、また、こうした百年に一度という経済危機はありますけれども、将来世代に負担を押し付けているといえますか先送りすることはできるだけ避ける財政運営を行わなければならないことはもう一致をするところであると思いますが、この点につきまして財務大臣の認識を改めてお尋ねいたします。

○国務大臣(菅直人君) 公債残高が大変増大してきておりまして、今、国、地方の長期債務残高が対GDP比で一八・一%に達しております。また、先進国の中で最悪の水準となっております。また、経済は着実に持ち直してきていると言われておりますが、なお自律性に弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあります。

こういう中で、これからの財政をどう考えていくのか。私は、二十二年度の予算が近く成立させていただければ、本場に本格的な議論に入らなければならぬというふうに思っております。せんだって民主党の方で財政健全化責任法という法案を出されたようでありまして、今

内閣としても、六月には中期財政フレームというものを作ろうということである。いろいろ準備に入っております。政府としても、そうした中期財政フレームというものを出すのと並行して、場合によっては、まだ検討をこれから始めようと思っておりますが、財政健全化の道筋を法律という形で国会で御議論いただくのも一つの道かなと、政府も出し野党の皆さんも出して国会の場で議論をいただくのも一つの道かなと、そんなことも考えているところです。

いずれにしても、経済を進展させながら一方で財政の健全化を図っていくという、大変難しい道筋でありますけれども、これは本当のところ一党一派でできることではなくて、まさに国を挙げての超党派での取組が必要ではないかなと、こう思っております。

○荒木清寛君 今大臣が言われた本格的な財政再建の議論をしなければいけないということは、是非昨年の選挙の前に言ってもらいたかったと、このように私は思います。

昨年の選挙は、自公当時の政権対民主党ということで、我々前政権では、二〇一〇年代半ばのそういう抜本税制改正、前提としては景気の回復と無駄の削減という条件を付けておりましたけれども、そういう主張を訴えました。一方で民主党は、大きく言えば政府の無駄を削減すれば国民負担増なくしてマニフェストの施策ができるという、こういう主張であったと思います。

それで、選挙の結果はもう言うまでもないわけでありまして、ただ実際には、この二十二年度の予算を見る限り、そういう無駄の削減でマニフェストが実現できるということは幻想で、結局は将来世代に負担を先送りすることによってマニフェストの実現になったというふうに言わざるを得ないんじゃないでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) そこは少し私は見方が違うんですね。つまりは、例えば今二〇一〇年半ばとか、あるいは二〇一〇年代初頭とか言われたその問題は、まさにこの二十年來、もうちよつと長

く言えば長いですが、大変急激に高まっている公債をどうするかというそういう問題と、それからマニフェストに掲げた問題は、今回の予算でいえば、いろいろと仕分等の見直しとかあるいは一部基金からの返却などで三・三兆円のそういう無駄及びそういうものを捻出して、そしてそのうちの三・一兆円でマニフェストに盛り込まれた初年度の施策に充てさせていただきます。

ですから、その範囲だけでいえば、残念ながら暫定税率の引下げまでは、そういうところまでできなくて、その部分については総理も自ら国民の皆さんにおわびを申し上げたわけですが、例えば子ども手当とか、あるいは農業の戸別の所得補償とかそういったものは、あるいは高校の実質無償化とかいったものは、その三・三兆のうちの三・一兆を使つて初年度については振り向けたわけでありまして、それを実行するために国債を増発したという構造にはなっていないというのが予算を提出する立場からの見方であります。

と同時に、先ほど言いましたように、だから大丈夫かといえば、元々ぎりぎりの国債発行といつても四十四兆を超える国債発行を来年度もお願いしているわけでありまして、決して中長期の財政が健全化していると、そういう方向に向かっているところまではとても行っていないといふこともおっしゃるとおりでありますので、まさにその問題は、その問題として、より大きな問題としてこれから本格的に取り組んでいきたいというのが私の見方です。

○荒木清寛君 その財政再建について本格的に議論していくわけですが、そのスケジュール感というか道筋についてちよつと説明していただきたいんですが、これが六月の中期財政フレームですか、その中にきちんとそういう財政再建の道筋なりあるいはその法律の骨子なり、法案ですか、法案も考えておられるのであれば、そういう骨子なりをそこに盛り込んでいくという、そういう理解でいいのかどうか確認しておきます。

立してから本格的に議論を始める、これまでも若干の議論はしておりますが、基本的にはそういうスタンスでありますので、まだ余り詳しいことを申し上げる段階にはありません。

ただ、私のイメージの中にあるのは、六月に出すということをや元々申し上げている中期財政フレームでは、やはりある程度は見通しを持って、どういう形で、歳入歳出含めてどういう方向で健全化を図っていくかという、そこはきちんと国民の皆さんに理解いただけるような中身にしていかなければならないと。

法律化についてはまだ十分、検討をこれから開始するわけですが、今、自民党から出された法案、あるいはかつて橋本政権下で出された法案、あるいは今精査をしております、そういう法律の形を取ることがより好ましいのかどうかということも考えて、もしそういうものを考えたとすれば、ここはまだなかなか日程的なことが言にくいんですが、秋の臨時国会になるのか、逆にこの通常国会の会期中でもそういうものを提示することができるとか、それも含めてこれから検討していくことと考えていきたいと思っております。

○荒木清寛君 関連しまして、消費税の問題についてお尋ねをいたします。

これまで鳩山総理は、消費税は四年間は上げないし、議論もしないという、そういう姿勢だと理解をしておりましたが、財務大臣は三月から、今月から消費税の議論を開始するという方針に転換をされました。私は、これは英断といえますか責任ある決断である、このように思っております。

そうしますと、今のこの六月に出す中期財政フレームにある程度財政再建の見通しについて方向性を言及するということに、消費税が社会保障財源の柱であることは私はもう間違いないと思っておりますので、当然こうした消費税のことについても言及されるといいますか方向性が示されると考えてよろしいんじゃないでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 消費税を議論しないということは総理もこの間言われてきているとは思いませんが、そういう中で、昨年の税制大綱にも、社会保障の問題とも関連して消費税の議論もしようということをや昨年の暮れの大綱でも申し上げました。

その上で、二月の末に、三月からはそういった議論も、特に税制調査会の中に専門委員会というものを設けましたので、そこでの議論には、この税だけということではなくて、消費税を含んでお願いしたいということをお願いしました。

さらには、最初は所得税から検討を始めるというところでもお願いしておりましたが、三月も大分進行してまいりましたので、最近では総理からも法人税の在り方についても若干の言及が出ておりますし、そういう意味では、いよいよ消費税、法人税も含めて主要な税項目についてはしっかりと議論をしたいと。

それと同時に、これは今の御質問にかかわるところを超えるかもしれませんが、この間、景気が多少良くなったところで何か消費税をかつて上げたりしたら、それで景気が逆に腰折れしたという見方が強いわけですが、本当にそうだったのか。単に、駆け込み需要とその後の一時的な冷え込みをそれが景気の腰折れというふうに見たのか。

更に言えば、問題はそうしたときに何に使うかという問題でもあらうと。そういう意味では、単に税項目がどうだということだけではなくて、景気を良くするために逆に、私たちが言う言い方で言えば、雇用とか仕事をつくって雇用を生み出すところに税収を振り向けると。そういう、つまり景気を回復するために税をお願いするというのもあり得るのかと、その辺りのマクロ的な検討も今それぞれのところで少し検討してみてくれと。

また、専門家の皆さんにも、これまでは税という負担という考えでしかたけれども、逆に言うと、デフレというのは金が循環しない状況ですから、ある意味で血液が循環しないときにはペースメーカーを入れて循環させると、極端に言えば人

工心臓を入れて循環させると。そういうことを考えると、日本でお金の流れが悪い状況では、ある程度はちゃんと使い道を国民の皆さんに示して、それが雇用とか仕事につながるのであれば、逆にそのお金をいただいて、それを使ってまた国民に戻していくと。

そういう循環を、ある意味で税と財政の、何とないまいしうか、組合せによってそれをきちんと透明な形で国民の皆さんに示すことによって、逆に、まあちよつと言ひ方を気を付けなきゃいけません、税の負担をお願いすることが景気を悪くするんじゃないで逆に良くすることにつながるんだという、そういう絵がかけないかということは今それぞれの部署に検討をさせているところですよ。

○荒木清寛君 かつて橋本内閣のときに消費税を含む九兆円の増税がありまして、あれが景気をどん底に陥れたんだといって我々も批判しましたし、菅大臣も当時は野党としてそういう主張をされたんだと思いますので、ちよつとああいいう整合性もよく考えていただいて、また慎重に議論をしていただければと、このように思います。

そこで、次に所得税法等の改正案について何点かお尋ねいたします。

今も菅大臣から、総理からも法人税の議論があったと、これは引下げの検討ということで言われたんだと思います。私も本会議では同様のことを申しましたし、また民主党委員からもこの法人税率の国際的な比較ということで引下げについての言及が、問題提起があったと承知をしています。

そういう意味でいいますと、二十二年度の税制改正における経済活性化のための税制上の措置というのは、これはちよつと十分ではないかと私は思います。確かに投資減税は盛り込まれておりますけれども、これは延長をするということで、特段それを拡大するとかないわけでありまして、あるいは民主党がマニフェストにうたっていました中小企業の軽減税率の更なる引下げという

ことについては財源問題等から先送りになったわけがあります。

この点は残念でございますが、経済活性化のために今回の税制改正ではどういう対策を打っているのか、この点について御説明願います。

○国務大臣(菅直人君) 我が国の成長戦略を考えた上で私が最近申し上げているのは、従来の公共事業頼み、あるいは行き過ぎた市場原理主義でもない、雇用から需要を生み出すような第三の道を進むことが成長を考える上での道筋ではないかというのを申し上げているところです。

税制の在り方を考える上ではこうした成長戦略との整合性も勘案する必要もあり、一般論としてはこうした経済の活性化の観点に税が大きな役割を、大きなといひましようか、一定の役割を果たすことはそのとおりだと思っております。

二十二年度税制改正では、租税特別措置の見直しに当たり、中小企業の投資促進税制の適用期限を延長するなど中小企業にできる限りの配慮を行うほか、研究開発税制を延長する、また住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置については、経済対策のための臨時的な措置として非課税限度を大きく引き上げたことも御承知のとおりであります。

そういったことを含めていろいろ当面の措置もやっているわけですが、先ほども申し上げましたように、従来は、まさに荒木委員が御指摘になったように、減税をするのが景気対策、経済対策であつて、増税は景気や経済にマイナスだといひ方もあつたんですが、デフレ状況の中ではないか、お金をある意味で強制的に循環させるためには、借金ではお金は回りませんので、一部回ったとしても、そういう意味ではきちんとこういうこととに、例えば福祉に振り向けるんだと、介護に振り向けるんだという形の中では、税をお願いして逆に振り向けていくことが仕事から雇用を生み成長戦略につながるっていくと、そういう考え方もあり得るのかなど。より積極的な税の活用というものを考えられないかと、こういうことも先ほど

申し上げましたようにいろいろ検討を事務方にもさせている、そういう状況であります。

○荒木清寛君 私も、一方で消費税の増税に言及しながら、法人税、六兆円弱の税収だと思ひますというふうな地元のoshiかりを受けることも多々あります。

ただ、本当に、繰返しになりますけど、製造業を含めた空洞化の懸念というのは本当に強いわけですね。大手自動車メーカーも、今後部品の調達コストを三割削減をするというのを言われております。そうなりますと、取引をしている下請の方はどう思っているかという、もうこれは海外から調達するに違ひない、到底我々はそんなコストダウンはできないというお話を聞いております。また、製造業の請負の原則禁止、原則といひますか禁止ですね、これは当然経営者からすればコスト増という要因になりますし、また最低賃金も今後引き上げられるというふうな聞いておりますし、それもコスト増になるわけですね。

私は、ますますもってそういう本当に空洞化の懸念というのが高まるのではないかと、そういうことを思ひますと、菅大臣、税収を上げることが景気を悪くすることではないとおっしゃつても、そもそも会社数の数が減つてしまつたのではもう税収の上げようはないわけで、私は、いろいろ難しい問題はあるんだと思ひますけれども、法人税の引下げということはこれは前向きに検討すべきである、中小企業の軽減税率の引下げということも含めてといひますか、それを中心にでもいいですけれども、そういう空洞化への対策といひことを考へると、やはりこの法人税については引下げといひことで手を打つといひことを、そういう方向で考へてもらいたいと思ひますけど、大臣はどういひ見解ですか。

○国務大臣(菅直人君) 法人税については、総理からもアジア近隣の国に比べても少し日本の水準が高いといひ問題意識が国会でも示されて、そういうことを背景にした見直しといひことも十分に

検討をしなければならんと思つております。

また、中小企業についても、元々民主党の政策の中にもつと引き下げるということが方向性として示されておりますが、この予算の中ではそこまでなかなか財源的にも回らなかつたということが事実であります。

ただ、これも先ほど荒木委員が亀井金融担当大臣と議論されておりましたように、まさに今中小企業にとつて最大の問題は仕事そのものがないといひことでも、もちろん税率が上がれば、高ければ大企業も海外に移転するとかいひこともありますが、どちらかといひば、移転、移転でないといひ以上仕事そのものがないといひ状況をどう打開していくのか。これはもちろん簡単なことではありませんが、ある意味では個人や企業が個人消費とか投資といひものを非常に縮めて、お金のままで持つていたいといひ意識が非常に強い。つまり、先ほど申し上げたように、お金が回らなくなつていひる。

こういう中では、まさに中小企業にとつても大きな企業にとつても、仕事が生み出される、仕事を生み出すといひことは当然雇用が生まれる、そこには物であるかサービスであるかは別として生産が生まれるわけですから、そういう方向での景気、経済の回復といひものを目指していくといひことが私はやはり必要なのかなと。

ですから、今言われた中小企業やそういうものに対する法人税の減税といひことも一方では考へなければならんと思ひますけれども、一方ではより積極的なそういう仕事をつくるための財政資金をどうやって、借金でこれ以上使つていいの、それとも税でお願ひするのか、そこまで踏み込んだ議論が必要になつていひると、このように認識していひます。

○荒木清寛君 それでは次に、控除から手当へといひ問題についてお尋ねをいたします。

格差是正や所得再配分の強化等の観点を含めまして、控除から手当へといひ考へ方そのものは否定をいたしません。しかし、今回の所得控除の対

応、税制改正での対応につきましては、高校生相当分の特定扶養控除の縮減や個人住民税の控除の廃止が唐突に決まった感が否めません。これは非常に苦しい台所事情でそうやりくりされたんでしようけれども、しかしこれは民主党のマニフェストにはなかった項目でありまして、ちなみにマニフェストには所得税の配偶者控除、扶養控除を廃止するというところで、個人住民税の控除の問題ですとか特定扶養控除の問題については明記されていなかったわけでありましてけれども、これは明確なマニフェスト違反ということになりますけれども、大臣の認識を伺います。

○副大臣(峰崎直樹君) 荒木委員から今御指摘を受けました。これは今回の予算審議あるいは税法の審議の中で御指摘を受ける点で、確かにマニフェスト上で、十六歳から十八歳までのいわゆる高校生の授業料の無償化問題のところ、及び住民税のところをこれはマニフェスト上に書いていなかったんじゃないかという指摘を受けたわけでありまして。その点については確かにマニフェスト上書いていないということは間違いありません。

一つは、住民税の問題は、これは税制調査会で議論を始めたときに実は総務省の方から、国税をいわゆる所得控除、扶養控除を廃止をするということになると、関連上どうしても地方税も住民税も同じように控除していかないとかなかなかつづまが合わないという、これはかなりテクニカルな問題を指摘を受けて、これは率直に申し上げて、私もどが政権を取る前に想定していたときには、余りこの住民税と国税との間の、なるべく地方には負担を掛けないという精神を持っていたものですから、住民税は今回は我々マニフェストに掲げるときはある意味では遠慮しておこうじゃないかと、これはやはり地方重視でいこうと、こういうふう考えたんですが、地方の方は逆に、それはきちんとそうしてもらわないとなかなか仕組み上うまくいかないということで、実はこれがある意味では、住民の皆さん、国民の皆さんに、これはマニフェストに書かれていないけれども実践

をさせていただいた。高校の授業料問題なんです、これは最後まで私どもは、予算編成の過程の中でどうしても、高校生の中にもいわゆる所得制限というものが入ると、生徒さんの中に援助を受けている人とそうでない人の差が出るというのはいかぬかなと、さうだろと、やはりこれはユニバーサルに対応した法が必要なんじゃないんだろか。そうすると、そのユニバーサルに対応するためには、財源上どうしてもここは何らかの、ペイ・アズ・ユー・ゴーじゃありませんが、税制上の措置がないとできませんよ。

こういう観点から、非常に厳しい対応で国民の皆さんにやや本当に説明するのがなかなか大変苦しいところはあるんですけども、そういう観点から私どもはこの二十五万円の特定扶養控除の圧縮をお願いしたと、これが率直なところの経過でございますので、この点は了解をお願いしたいと思います。是非、よろしくお願いしたいと思います。

○荒木清寛君 了解するというわけにいかないんですが、マニフェスト違反かどうかということもさることながら、高校の授業料無料化なり、あるいは私立学校通学者への補助にしましても、所得制限なしと、ユニバーサルサービスということは私も賛成です、昨年、予算委員会の公述人もそういうことをおっしゃって非常に説得力があったかと思ひます。

ただ、私は、より問題であると思ひているのは、高校生に対するそうした授業料の補助をユニバーサルですという見返りといいますか見合ひで特定扶養控除を縮減というか、その後なくしたわけですけど、先週の本会議でも我が党の議員が指摘をしましたが、それによつて実は所得の低い層で負担増になる人がいるという、ここがやっぱり一番問題だと思うんですね。

そこで、この点について、真に手当が必要な低所得者層でかえつて負担増になる問題があるとい

うことについては、政府もそういう層が存在することは認めているわけでありまして、具体的にどういうケースで負担増になるというふうに認識しているのか、あるいはこのことについての適切な対応は今後どう検討していくのか、峰崎副大臣に答弁を求めます。

○副大臣(峰崎直樹君) 本当にもっともな御指摘だと思つております。さきに高校の無償化のところでは、当然高等学校に全員入学してないじゃないかと、そうすると、九八%と聞いていますけれども、この二%の方々に対する手当というものは、これは年度でいいますと平成二十三年の段階までに影響が出てまいりますから、それに対する予算上の手当てといったものを与党の中では検討していくということはお約束をしております。

それから、実は子ども手当の創設に伴つて、扶養控除の廃止の中で、これは率直に申し上げまして所得税は二十三年分からは、それから個人住民税は二十四年度分からはということで適用されるわけでありまして、これ来年の、いわゆる中学校修了までの子供を扶養する世帯については二十二年分においては基本的に負担増になる世帯はないというふうには思つておりますが、二十三年以降以降になりますと、この子ども手当の支給額によつてくるわけでありまして、我々はマニフェストをできる限り約束どおり実現できるように努力をしようというところで今努めているわけでありまして、

今よく御指摘を受けるのは、この金額が一萬三千円のままで、それから二十四年度になつてくると住民税の負担のところで少しややはみ出す部分が出てきますねということが出てまいりますけれども、我々としては、そこは今の段階ではできる限りそのマニフェストに、実現できるように努力をしながら、そういった事態が出てくることに對する、そういうことがないように実現を努力していきたいなというふうには思つてるところでございます。

一応、昨年の税制大綱を作るときにも、そう

いった点について分かつておりましたので、この点についての必要な対応を関係省庁で検討していきたいなというふうには思つています。

それからもう一つ、控除を見直したときに、社会保障には実は連動してまいりますので、今、扶養控除あるいは特定扶養控除を縮減したりすることに伴う、いわゆる課税最低限が下がってくる、あるいは住民税の非課税世帯が課税世帯になってくる、こういったことが一体、社会保障やあるいは教育や様々な他の関連施策とどういう関係があるのか。これは、必ず私たちは影響を調べて、現実に適用される二十四年度、これは地方税が掛かつてまいりますので、このときには、今PTをつくつて、影響がどういうところに現れるのか、これを、影響を本当の意味で負担増にならないように我々としては最大限努力をしていくということをお約束をしております。

○荒木清寛君 いずれにしましても、控除から手当てということですけれども、これはいわゆるつまみ食いのやるんじゃないかと、今の点も含めて受益と負担の関係を十分検討した上で整合的に行わなければいけないということかと思ひます。

そこで、税制大綱には、今回先送りになりました配偶者控除及び成年扶養控除の廃止については、特に時期が明示されておられませんけれども、これは二十三年度に廃止をするということになるんじゃないかと。

○副大臣(峰崎直樹君) 本当にこれは、特に二十三歳から六十九歳までのいわゆる成年扶養控除、五百二十万人という大変な数字は、私もやや想像以上上だったというふうには思ひます。この点については、しっかりとこれ我々議論をしていきたいと思つておまして、今年所得税の、先ほど菅大臣の方からありましたように、専門委員会の中で今ちょうど所得税制の在り方についての議論しておりますので、このいわゆる扶養控除の在り方、この廃止の在り方、あるいは控除から手当てという、究極的には給付付き税額控除のことを考えていますが、その前段階として、例えばこれ税額控

除の段階でとめるとかいろいろんことが考えられるだろうと思っております、この点は是非、この秋の税制改正の論議の中でこの点は詰めていかなきゃいけないなど。

これは配偶者控除も同じでして、この配偶者控除に関しては、かねてから課税単位を世帯単位にするのかあるいは個人単位にするのかとか、あるいはこれは年金の三号被保険者問題とかその他の全部絡んでまいりますので、それらを含めて総合的にこの秋には議論をしていきたいと思っておりますが、なかなかこの秋、では直ちにそこで結論が得られるかどうかという、厳しい議論も展開をされていくだろうと思っております。その意味で、必ずしも確約はできませんが、私たちとしては、できる限りこの秋の税制改正大綱に向けて、この方向性が出るように努力をしていきたいと思っております。

○荒木清寛君 そうしますと、配偶者控除なり成年扶養控除の廃止については、今副大臣おっしゃった給付付き税額控除とセットになってやらなければこれは問題が生じてくると、こういう理解でよろしいですか。

○副大臣(峰崎直樹君) その辺りのところなんです。給付付き税額控除ということになると、当然税を払っていない方々に対する給付まで入ってまいります。そうすると、そこに至るにはやはり番号制度の導入も含めて、あるいは他の社会保障制度の在り方も含めて考えなきゃいけないんで、そうなってくると、今大臣の方から、特に番号制度の導入についてはやや急ごうという提起がございますが、そうはいっても国民的にしつかりとこれは納得していただかなきゃいけないんで、そうなってくると、直ちに給付付き税額控除ということになると、この秋に決着が付くということにはならない。何らかの方向性は出すことはできたとしても、現実にはそれを実現できるかどうかという時期はやや先になるのではないかなと思っております。

○荒木清寛君 それと、所得税の再配分機能の強

化についてお尋ねいたします。

これは、累次にわたる改正で最高税率が引き上げられてきたわけでありまして、この格差の拡大という中で、改めて逆に最高税率を引き上げるべしという提案もありまして、私もこれは十分に検討しなければいけないと。仮にそれによって幾らの財源が確保できるということでないにしても、やはり一つのそういう考え方の問題として最高税率は上げるべきだというふうに思いますけれども、この点は大臣、副大臣はどういう見解でしょうか。

○国務大臣(菅直人君) おっしゃるように、所得税については、この十年間程度の累次の改正によつて所得税がかなり引き下げられ、またその適用範囲がいろいろと拡大が行われた結果、所得再配分機能や財源調達機能はかなり低下してきていると認識しております。

こうした状況の下で、所得再配分機能の回復、所得税の正常化に向けて、税率構造の改革などについて今後税制調査会において本格的な議論をしてまいりたいと思っております。最高税率についても当然議論することになると思いますが、今、多少街頭演説等でそういうことに触れたことでもあります。やはり基本的には税制調査会の議論にまかしたいと、このように思っております。

○荒木清寛君 最後に租特透明化法案ですね、これは是非峰崎副大臣にお尋ねいたします。

これは、昨年と一昨年の通常国会で参議院では可決したわけでありまして、我々は反対をいたしました。それは、やはり優遇措置を受ける個別企業名の公表をするということについて我々は問題提起をしたわけで、何かそうなるという優遇を受けることが悪いことかのような、そういう萎縮させるような効果があるというところで反対をしたわけでありまして、これも個別企業名の公表が盛り込まれなかった点については、過去二回における本委員会での指摘が反映されたものということで評価しております。

しかし、最近、峰崎財務副大臣は今後の個別企

業名の公表に含みを持たせる発言もされているわけでありまして、その真意について副大臣からお尋ねいたします。

○副大臣(峰崎直樹君) 自身は含みを持たせるような発言をしたという記憶はないんですが、多分、もしかすると、やや本当はしたかったなという思いが多少残っていて、そういうニュアンスを感じられたのかも知れません。

と申しますのは、私自身は、何度もこの問題にメスを入れてみたいと思った大きな理由は、税の在り方として、公平性という観点から見て、やはり企業関係の租特は、非常にうまくついている企業に更に恩典を与えていくことの意味が、本当にそれが果たして必要なんだろうかということの必要性が実証できているんだろうか。ともすると、やはりやや既得権をずっと持ち続けてきて固定化されたり、あるいは少数の企業だけ適用されたりして、これは俗に言うところの政官業の癒着の構造というものを、もしかしたらこの温床になつていられないだろうか。

そういう思いが非常に強うございましたので、実は、いわゆる補助金をいただいているところからは政治家はやはり政治献金を受け取らないというルールがあったので、これはやはり隠れた補助金になつていられないかという思いがあったんです。その意味で、できればもらつていらつしやるということ、個別の企業名を明らかにすること、その点は明確にしたらいじやないかという思いは持つておりました。

ただ、補助金を調べてみたら、意外と個別企業名が出てくるというのはほとんどないというのが私もだんだん分かつてまいりましたので、これはやはりそちらの方とのイコールフットリングということも考えれば、ある意味では、個別名は出ないけれども、匿名でいろいろ出れば、もう一つの大きな役割というか、本来の大きな役割であるいわゆる租税特別措置の今の適用が本当に法の目的というか、あるいはこの租特の目的がきちんとして果たされているかどうかの検証ができればいい

んじゃないかと、ここがメインです。そこを中心にしなからこういう結論を得たというところでございまして、私自身は余り今含みを持たせているというふうには思っていないで、また何かもしそういつた点が御指摘があれば、私も謙虚に受け止めたいと思ひます。

○荒木清寛君 終わります。

○愛知治郎君 自民党の愛知治郎でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は時間が限られておりますので、三十分しかないですから、急いで駆け足でいきたいと思ひます。

亀井大臣せっかく来ていただいたんですけれども、いつも最後の方の質問になって十分に時間が取れないので、今日は最初から質問をさせていただきますかと思ひます。

いろいろ亀井大臣、御発言をされておるんですが、今日は国債についてちょっと見解を伺いたいというふうには思っております。

亀井大臣の持論は、先ほどもおっしゃっていましたが、中小企業の仕事がないと、だからこそどんどん財政支出をして景気を浮揚させていかなければいけない。そのために、財務省はいつでも財政規律、財政規律という話をしているが、そんなことにこだわっている暇はないと、もつともつと財政支出をしろと、足りなければ日銀が国債を引き受けてでも財源を捻出して財政支出をしろというのを持論だと思ひますし、そのように発言されていたと思うんですけれども、改めてこの点についての見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(亀井静香君) 私は、政府が経済対策をやる場合に、まず財源ありきという考え方は、これは平時のことであると思ひます。平時というのは、もう経済が、ある面では若干景気、不景気の波はありますが、順調に推移しておる場合においては、それはやはり入るを量つて出るを制すという、そういう基本的な原則に従つてプライマリバランス、これを考えながらやるのは私は当たり前だろうと思ひます。

しかし、経済がそうした状況でない中で、国民生活が極めて傷んでいってある場合において、やはり政府が国民生活に対して責任を持つという立場において財政出動もしていくわけでありますから、その場合においては、やはり財源まですりきという形で必要な手を打っていくという考え方も、よりもと言ったらかしんですが、そういうことではなくて、正確に言うとなくて、やはり経済をきつちりとしていく、国民生活をちゃんとしていくにはどういふ対策が必要なのかという、そういう立場から私は財政は考えられるべきことだと考えております。

それをやらないで、いわゆる単純な、赤ん坊でも言ったらおかしいんですが、子供でも分かるようないわゆる単純な財政規律にとらわれて、そうした政府がこのマターを取っておると、結局はもう経済が死んで、国民生活は大変な状況になつていく。これはもう経験しているんです。愛知委員もそう感じたらうと思います。この十年間、我々は現にそれを体験しておるわけです。そうしたことの延長線上の財政運営をやっているのかどうかということだと思ふんです、鳩山政権下においてやるべきことは。

そういう観点から、長くなって済みませんが、観点から考えた場合は、今財源といつてみたところで、税収がないことは現実です。これはどうにもならないですね。今後、いろんな対策を打つにしても、来年度予算編成にしても、その財源をじゃどういふ形で確保するかといえば、これは税収は急にくつと上がってくるわけでもなければ、特別会計を従来の役人の手に置いておかないで、政治が必要な積立て、何が必要なのかというような基本的な判断を含めて、そうした特別会計にきつちりと切り込んでいくというより、自分たちの手に取り戻すと、こんなことを言ったらおかしいが。財務省を中心とするそうしたところから取り戻すことをやってみても、ある意味では知れているんです、知れている。

そうすると、じゃ、対策を今の経済情勢の中で

打たないのかということになつちゃう。打たないでいいんないけれども、どんどんと縮小均衡的なものに入っていくことを避けるとなれば、一時的には借金をしてでも、国債ですね、してでもやはり経済の基調を変えていく、そういうことを私はやるべきだと思います。

これは今言っていることじゃなくて、私はこれは実は橋本内閣のときから言い続けてきたことでありまして、長い話になりますが、橋本総理は私の言うことを聞いてくれませんが、予算委員会のテレビの中継している中で私は総理と対立したこともあったわけですが、御承知のように。そうした財政政策からアナウンスなき政策転換というところで橋本総理は変えられた。しかし、時既に遅し、マイナス成長に突入をしていって、参議院選挙も敗北、そういう経緯がありますね。私はその中で、小淵内閣、森内閣と政調会長を仰せ付かつて経済政策のかじ取りをやらせていただきましたけれども、そうした中で財源をどう確保するかということなくしては、もう政策やりようがないんです。

そういう中で、当面必要なものは残念ながら国債に頼らざるを得ないという措置もつたわけですから、御承知のように。調べていただければ分かります。経済が成長しますと税収は上がるんです。当たり前の話ですね。経済が成長しないで税収を上げるなんていうのは、税制を幾らいじくつてみたところで、消費税を上げてみたところで、法人税を上げてみたところで、これはどうにもならないですね。基本的には、やはり経済を成長させていくという政策を取る。そのための財源をどうするかという話なんです。

私は、国債について、もう今言つたように、当面それしか頼る方法がないんであれば、出し方を考えるしかない、出し方をですね。だから、一つは、無利子非課税国債というようなそういう出し方もあるでしょうし、また、市場への影響を考えれば、もう日銀に抱かせるという方法ですね、こ

んなこと別に難しい話じゃないわけであつて、そういうこともこれは方法としてはあり得るわけですね。

今大事なことは、固定観念にとらわれたことをやって、それはできるんじゃないですよ、だけれども、できない場合はある意味では柔軟な財政運営、財源の確保ということを考えなければ、この百年に一度のこんな状況、しかもデフレスパイラルという世界の国が起きていないことが起きているこの日本の状況、その基調を変えることは私はできないと思つているから、委員にとつては突拍子もないふうに感じられるかもしれませんが、一つは、私のつたない今までの経験の中からも、私はやはり財源を避けて政策なんかあり得ない、その財源については、いわゆる財政規律論者の軽薄なエコノミストの言っていることに振り回されて、すぐ市場関係者だとか、すぐ長期金利がどうだなんだという、そんなことを言えば何か納得できるような、妙なそういうことの中で打つべき手が打たれないということは、私は犯罪だと思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。丁寧に考え方を教えていただきました。丁寧に

実は、大部分私自身もそのとおりだと思う部分もありますし、最後の一点だけはちよつと今から議論をさせていたたたかたんですけれども。例えば、景気を浮揚させるために刺激策をどんどん打っていくべきだと、またこういう事態ですから財政出動もいとわすというのほまさにそのとおりだと思つております。特に、昨年などはそうだったんですけれども、麻生政権において相当大規模な財政出動をしましたけれども、リーマン・ショックの影響が相当あつた。それまでずっと財政規律、財政規律という話をしていたんですが、ああいう事態が起こつたから一気に景気対策を打つてというのは、私も賛成しましたし、その時点でやはり必要な対応だったというふうにも今でも思つております。

今の状況におかれまして、亀井大臣言われて

いるとおりに、しっかりとした措置がある程度打つていかなければいけない、そのことも非常に理解はできますし、やはり必要だというふうに考えておりますが、一方で、ある一定の時点においては、やはり国民のマインドもそうですけれども、今個人消費、あのときも言われていたんですけど、個人消費が伸びない、その原因の一つに不安、将来に対する不安、現在も不安ですけれども、そういったマインドがありますので、やはり財政が将来にわたつてもしっかりとしているというメッセージを与えるというのは消費者のマインドを融解させていくためにも必要なことである、一方でそういう見方もあるということも多分御理解いただけるというふうに思います。

いずれにいたしましても、最後の部分なんです、国債をどうやって償還するか、財源を確保していくかについてなんですけれども、日銀に引き受けてもらうというの、これはこだわりの捨ててあらゆる手段を動員してみたらどうかという御提案というか考えだと思ふんですけれども、その点について議論をしたいというふうに思います。

今日、日銀にも来ていただいているんですけれども、まず、今日資料を配付させてもらつていますが、各国の通貨発行量という資料なんですけれども。私自身、財政が、また円の信用がどこで崩れていくのかいろいろ調べて、明確な基準もないです。それから勉強しているところでもありますし、また財務省、日銀共に明確な答えはなかなか出てこないんですが、その調べている一環として、じゃ日本円、通貨というのはどれぐらい発行されているのかと、改めて調べてみました。

そして、びっくりしたんですが、日本銀行券です、いわゆる円のお札であるとか通貨ですけれども、発行残高が八十三兆円なんですけれども、ある意味でいうと八十三兆円しかないんですね。日本人の個人金融資産が千四百兆とか五百兆と言われているんですけれども、通貨自体は八十三兆円しかない。

ちなみになんですけれども、日銀さんに来てい

ただいているんですが、円そのものの金融資産と
いうか取引量は全体としてどれくらいあるんで
しょうか、お伺いしたいと思います。

○参考人(中曾宏君) お答えいたします。

まず、日本銀行券の発行高と貨幣流通高を合計
した通貨流通残高は、二〇〇九年十二月中の平均
的な残高で、御指摘ございましたように八十三兆
円でございます。

また、本日公表された資金循環統計によりまし
れば、国内部門と海外部門を合わせた金融資
産残高の総額は、二〇〇九年十二月末時点で五千
八百三十五兆円でございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。約五千八
百兆、円の取引がされている、金融資産として認
められているのは五千八百兆もあるんです。

通貨の発行残高が八十三兆、その約七十倍です
かね、以上の円が資産として流通しているという
理解でいいと思うんですが、まさに、よくレバ
レッジとか悪い意味で使われることが多いんです
けれども、この原理じゃないですけれども、七十
分の一の円を元に、それこそ七十倍の五千八百
兆円の取引がされている。この八十三兆円です
ね、八十三兆円の部分がちよつと変動するだけ
で、それ以外の影響が出るか分からない、だからこ
そ慎重にこの通貨というのを考えていかなければ
いけないというふうに思っているんですが、ちな
みに日銀は今でも国債を相当買入れて保有をし
ていると思うんですが、その残高はどれくらいあ
るんでしょうか。

○参考人(中曾宏君) お答え申し上げます。

現在の長期国債の保有残高、これは三月十日時
点になりますけれども、五十二兆円でございます
。

○愛知治郎君 ありがとうございます。長期はそ
うですけれども、すべて合わせてどれくらいにな
りますか。短期も含めて。

○参考人(中曾宏君) 今申し上げましたのは長期
国債残高でございます、このほかにいわゆる短期
国債が二十一・八兆円ございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。七十三
兆、四兆くらいですね。

大体この数字を見れば、現在発行している八十
三兆円の大部分を国債を買うことに充てていると
いう数字だと思ふんですけれども、逆を返すと、
発行残高以上に国債は買っていないということ
で、それは買わないということ、そういう理
解でよろしいんでしょうか。

○参考人(中曾宏君) 更に若干詳しく申し上げま
すと、私もいわれる銀行券ルールというもの
でございます。これは日本銀行が金融市場に
対して国債を買入れておられますけれども、これは将来
にわたって金融調節の対応力を確保して、安定的
な形で潤沢な資金を円滑に供給すると、こういう
金融調節の観点から国債の買入れは実施してい
るところでございますけれども、こうした考え方
に基づきまして、日本銀行では、国債買入れにより
保有する長期国債の残高の上限を銀行券発行残高
とすることとしております。これがいわゆる銀行
券ルールと呼んでいるものでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。
ということ、もし国債をこれ以上買入れよ
うとすれば、発行残高を増やさなくちゃいけ
ないということですね。今八十三兆円です
けれども、これ以上買入れをしようということ
であれば、そもそもの発行残高をどん
どん増やしていかなければ買入れられない
ということではないんですか。

○参考人(中曾宏君) 詳しく申し上げますと、銀
行券ルールをのときに考えてございます銀行券の
発行残高、これは七十六兆円、つまり八十三兆
円のうちのコイン、貨幣を除いた銀行券の分が約
七十六兆円ございますので、これを上限として考
えてございます。それから、保有しております、い
わゆる銀行券ルールを考えます場合は長期国債の
保有残高を念頭に置いておりますので、こちらが
五十二兆円になります。

ですから、したがいまして、単純な差は二十四
兆円なんですけれども、日本銀行は、御案内のよ
うに、今、年間約二十二兆円の国債を買入れて
ございますので、この差というのは、今は二十四
兆円ありますけれども、年間二十二兆円買い続け
るわけですから、この差というのはだんだん縮小
してまいるといふことになるわけでございます。

○愛知治郎君 議論が複雑になってきました
ので、単純化して言いますと、いずれにせよ、国債
をもっとどんどん引き入れていこうと、買入れ
ておこうとすれば、自然と日本銀行券を発行して
いかなくちゃいけないという理解をしています。
何が言いたいかというと、この各国の通貨発行
高を見ても、びつくりしたんですけれども、日本
とアメリカのドルですけれども、実際、米ドル換
算で、中段にありますけれども、発行残高自体、
余り変わりがないんです。市場規模として
は、多分、GDPがそうなんですけれども、正確な数
字じゃないと思うんですが、アメリカのドルの市
場というのは、金融資産というのは多分日本の数
倍、三倍、四倍あると思うんですけれども、なの
にもかかわらず日本はもう八十三兆円も出して
いる。これがもう既にマックスだと思ふんです。
さらに、さらになんですけれども、亀井大臣が
先ほど検討されるというのか、そういう手もある
んじゃないかということをおっしゃられた国債の直
接のこれは引受けということですね、についてな
んですけれども、これはそもそもルール上、制
度上認められているのか、できるのかどうか、
ちよつとお伺いしたいと思います。

○参考人(中曾宏君) これ、財政法五条というも
のが存在するというふうに理解しております。こ
の財政法五条の本則によりまして、日本銀行によ
る国債の直接引受けが禁じられておりますけれ
ども、この考え方というのは、中央銀行の国債引
受けによる財政支出を始めますと、支出の拡大
と通貨の増発に歯止めが利かなくなりまして、
その国の一国の通貨あるいは経済運営に対する内
外の信認が失われてしまう。そうしてしまいま
す、経済の持続的な成長、あるいは物価の安定の
基盤が損なわれてしまう、こういった考え方が背

景にあるというふうに理解してございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。
要は、やはりやるべきではないと、しかも法律
上も決まっているということではないんですか。

この点についてなんです、先日かな、私の記
憶も定かではないんですが、財務大臣との
やり取りでこういうことが認められるかという
やり取りがあったときに、菅大臣の答弁が余り
はつきりしていなかったんですね、私が理解でき
なかったかもしれないですけれども、この点に
ついて、こういった手法でこれからはやるつも
りがあるのか、それとも明確に否定されるのか、菅
大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 今まさに日銀の担当者
から説明がありましたように、現在の財政法では
直接に政府が発行した国債を日銀に買い取らせ
るということはできないルールになっています
から、どうしてもやるとなればこれは法律改正
ですから、現在のところそういう形でやることは
考えていません。

○愛知治郎君 現在のところは、制度もあつて
そういうことですけれども、将来にわたつても、
今検討もしていない、考えていないということ
でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 今でもマーケットから
相対的な国債を日銀が買っていたというの
か、おられるわけでありまして、先ほどの銀行
券ルールですか、もその中で日銀の一つのたし
か自主的なルール、これは法律じゃなくて自主
的なルールになっていて、つまりそういう中
で、いろいろ日銀も政策的な発動をされてお
りますので、法律改正をしてこの直接の国債
引受けをお願いするということは考えていま
せん。

○愛知治郎君 ありがとうございます。
実は、亀井大臣のいろいろお話をうかが
うんですが、私自身の考え方からすると亀井大臣
は確信犯だと思つていまして、いろんなことをど
んどん提案をされて、逆に周りがそれを抑えて
いくというそのバラン

スの中で、まあこれは政治家として経験を積まれているからそのような手法を取っているんだと思うんですが、ただ、がけから飛び降りるぞ飛び降りるぞと言っているときに、飛び降りようとして周りの人がばつと支えるような状況だと思ふんですが、余りやり過ぎると、例えば胴上げじゃないですけど、胴上げしているときにふと全員が手を放す瞬間が来るというのが私は危惧しておるんですが、いづれにいたしましても、それはいろんな考え方をもちで発言をされているんでしようが、こういったルールも踏まえて、改めてで恐縮ですけれども、亀井大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(亀井静香君) 私は、法律は国民生活を豊かにし幸せにするためにあるものだと、このように考えております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。いづれにいたしましても、そこはしっかりと言うべきときはお互いに議論をして、また協力するところは協力をしながらやっていったらいいというふうに思っていますので、くれぐれもマーケットをしっかりと見ながら御発言されて、慎重に対応をしていただいて、何か見解があればどうぞ。

○国務大臣(亀井静香君) 私は、先ほども言いましたけれども、マーケット、マーケットとおっしゃいますけれども、マーケットの一時的な短期的な反応、それも政策を遂行する場合には頭に入れないかぬ大事なことであるかもしれませんけれども、問題はそうじゃなくて、経済自体をどう健全、活性化していくかということが基本なんであって、当面のマーケットの、パソコンをばちばちばちちやちやっている人たちが一時的にそれでもうかるとか、もうかることにプラスになるとかならないとか、エコノミストがそれを材料に論文を書くとか余りそんなことに、私がこう言うとかまた物議を醸すかもしれないけれども、私はとらわれることなく、我々はやはり経済の実態を見ながら打つべき手を果敢に打っていく、市場関係者が

間違った反応をしないように、場合によっては説明をし説得をしていくという努力をしないと、のつけから市場関係者がどう反応するだろうかとか、そんなことばかり考えて経済運営やったら大変なことに私はなると思っています。

○愛知治郎君 ありがとうございます。分かりました。それはまた亀井大臣の経験もあるでしょうから、そのバランスの中でやっていただきたいと思ひます。

ただ、いつも思うんですけども、やはり市場をなめちやいけなないというのは、株でもそうですけれども、古くからいけば世界恐慌のときのブラクマンデーですか、チューズデーとかいろいろありますけれども、ああいったのがなぜ突然引き起こされるのか分らないですし、一度起きてしまうとこれは收拾が付かなくなるので、くれぐれも慎重にしていきたいと思います。

ちよっとテーマを変えまして、もう時間がなくなりまして、景気、経済対策についてなんですけれども、中小企業税制について先日議論をさせていただきました。峰崎副大臣の方からあったんですけれども、もう一枚目の資料を見ていただいて、主な中小企業支援税制ということで、租税を調べてみました。右側は租特による課税ベースの減免措置ということで、中小企業に対する租特の措置を抜き出して書き出したものでありますけれども、峰崎副大臣のこの前の答弁からすると、この中からしっかりと見直しをした上で財源を捻出して、その上で一八%を一%にするといったマニフェストの政策を実行していくというお話をされていたようですが、その考え方でよろしいのでしょうか。

○副大臣(峰崎直樹君) 実は、マニフェストをよく御覧になっていただくと、この中小企業の法人税率を一%に下げるといときには、財源を確保しつつ、こう書いてあるんですね。それは、実はこのマニフェスト事項というのは、ある意味ではそういうベイ・アズ・ユー・ゴーといいますが、そうでなければこれはなかなか認め難いものですよということを申し上げました。

そういう意味で、じゃ、中小企業の皆さん方にそれこそ元気を付けていただくためにはどうしたらいいだろうか。それは、一つはそういう税率をみんなだれしもが、一%の税率なら本当にチャレンジをして景気を良くして、自分たちも頑張つて、黒字になつても税率が下がるという、一つのだれしもが皆できるということが私も望ましいと思ひています。そういう意味で、税率を下げるためには、これは法人税率のところも絡むんですけれども、やはり課税ベースをやはりある程度、狭まっていこうとありますから、これをしっかりとふさぎながら税率を下げていくと、これがやっぱり一番の王道だと思ふんですね、税制改正、特に法人税率のことを考える上に当たつて。

だから、そういう意味では、私は中小企業の場合においても、結構これを足していただくと、まあ交際費の不算入の問題は、逆に言えばどう取り入れるかというのはいちよつと別問題ですが、これを除いても結構金額まだ残っておりますので、こういった点を本来は少しメスを入れながら、その一方で、一千億と書いてありますけれども、中小企業の軽減税率を、これを下げていくための財源というのはどこかでやつぱりしっかりと確保しなきゃいかぬねと、そういう考え方は変わっております。

○愛知治郎君 中小企業のは多分一%に下げると七%ですよ、これ大体二千億ぐらいだと思ふんですけれども、これは二二から一八に下げたときの数字ですから、二千億ぐらいにはなると思ふんですが。

ちなみに、改めてですけれども、一八%から一%に、今、峰崎副大臣は、広く一般にすべての企業が公平に受けられる、中小企業が受けやすくなるだろうということで、税そのものの、税体系の構造改革のような考え方を申し上げられたと思うんですが、私の理解からすると、また一般の人の理解からすると、あのマニフェストに載っていた

一八%から一%はそれほど複雑な議論ではなくて、景気対策として一時的に中小企業に対して特別に減税措置をしますよというメッセージだとは思ひていたんですけれども、この点について、そもそも一八%を一%に、中小企業の税制ですね、下げるとマニフェストで明示されたその意図というのは、経済対策、景気対策ではないのですか。このマニフェストの考え方について、これは菅財務大臣に見解を伺いたいというふうに思ひます。

○副大臣(峰崎直樹君) 取りあえず申し上げたいと思ひます。

これはまさに私たちが中小企業の法人税率を下げるこの目標はどういうところにあるのかというのについては、これは景気対策という側面と非常に非常に前面に出てきたことは間違いありません。非常に活力が乏しくなつてきているので、少なくとも中小企業の皆さん方が努力をすれば、実は三割ぐらいしか黒字企業ないものですから、本当にそれをインセンティブを与えるためにも一定の役割を果たすのかなと。ただし、今申し上げたように、財源がということとの絡みでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

この議論は、それこそ先ほど亀井大臣がおっしゃられたとおり前倒しで、財源云々と言っているよりは実行していく。マニフェストにも載っている、しっかりと明示をしている政策でもありますし、まずは実行すべきだというふうには思ひていましたけれども、それは政府というか、民主党さんの姿勢としてはやるべきじゃないかというふうには私は思ひておりました。

いづれにいたしましても、これについてもまた、租特透明化法、先ほど公明党の荒木委員が議論したんですけれども、これについてもまだまだ議論をなくちゃいけないというふうには思ひていたんですが、今日はちよつと時間がなくなりましたので、この辺で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。
○委員長(大石正光君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(大石正光君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、植松恵美子君が委員を辞任され、その補欠として水戸将史君が選任されました。

○委員長(大石正光君) 休憩前に引き続き、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案を一括して議題といたします。

本日は、三案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、社団法人日本経済研究センター理事長・慶應義塾大学商学部教授深尾光洋君、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授青山慶二君及びみずほ証券株式会社金融市場調査部長・チーフストラテジスト高田創君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、深尾参考人、青山参考人、高田参考人の順序で一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。

ます。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、まず深尾参考人をお願いいたします。深尾参考人。

○参考人(深尾光洋君) 本日は、財政金融委員会にお呼びいただき、ありがとうございます。

本日は、成長力強化のためのマクロ経済政策と題しまして御意見を發表させていただきますと思います。

日本経済は、デフレがずっと続いている状態にあります。お手元の資料の下段にある図でございますが、これがGDPデフレーターでございます。GDPというのは、御案内のとおり、日本経済全体の生産高であり、総売上高であります。その単価でありますGDPデフレーターは、一九九四年をピークに、現在までもう一五％ぐらい下がった状態にあります。ですから、もうデフレが九四年以降ずっと続いている。このために、日銀は金利を〇・五％の間に動かしていかない、もうこれ以上下げる余地がないぐらいのところまで動かしておりますが、景気がなかなか良くならない。その背景には、デフレになってしまった結果、売上げが減少し続けるということです。同じ数量を売り上げても売上げが減っていく。そうすると、金利が低くてもお金を借りてくれる人が少ないと、こういうことでございます。

おめくりいただきまして、上のグラフでございますが、赤い線が実質GDPで、黒い線が名目GDPでございます。この名目GDPは、ピークが二〇〇八年の第一・四半期で五百十兆円ちょっとあったわけでございますが、これが景気が低下しているために約四十兆円減っております。国民一人当たり、年収が三十万円減った状態になっているわけでありまして、だからこそ景気が悪いと。しかも、現在の名目GDP、名目売上高、生産高は一九九二年と同じぐらいのところまで落ちてきていることがお分かりいただけると思います。こういう状況ですと、当然税収も上がりません。現在は一般

会計の歳出の半分以下しか税収で賄えないと、こういう厳しい状態になっております。

また、潜在成長率も大幅に低下してきております。下のグラフは、日経センターの金融班、私が主査をしております金融班が推計した潜在成長率ですけれども、一番下の潜在労働投入分、これは労働力人口が現在毎年一％ぐらいずつ減っております。六千万人ちょっと労働力人口があります。年間六千万人ずつ減っているという状態で、このために働く人の数が減っておりますので、これが潜在成長率を押し下げております。生産性の伸びは〇・六、七％、まあまああるわけですが、設備投資が非常に低迷しているために投資の寄与分が非常に低い水準まで来ております。現在は、御案内のように、法人企業統計季報を見ましても投資は償却を下回っている状態でありまして、資本ストックが余り増えていない、ほとんど増えない状態と。このために、潜在成長率はこの三つの要因を足しても〇・一％ぐらいまで低下している。

仮に、投資が回復すれば〇・四、五％までは潜在成長率は回復すると思えますけれども、しかし、とても高い成長は見込めないと。特に人口が減っている状態ですので、生産性をちょっとやそこと上げて高い成長率には見込めない状態にあります。

また、デフレの見通しでございますが、一枚おめくりいただきまして、上のパネルですけれども、線が二本あります。太い線、赤で囲ってある部分がコアコアCPI、ですから消費者物価のうちエネルギーと食料品を除いたものでございますが、この見通しは、現在マイナスイ・二ぐらいでございますが、これがマイナスイ・二ぐらいですと続きそうだというのが私どもの見通しでございます。

この理由といいますのは、GDPギャップ、デフレギャップと言われますが、この細い線で見たところがマイナス四％ぐらい、つまりインフレにデフレにもならない水準に比べて四％ぐらい低いところにあるためにデフレ状態が続いている。

設備も人も稼働率が低い状態になっております。ホテルも埋まらない、飛行機の席も埋まらない、また人も余っている、こういう状況ですと物価が徐々に下がってまいります。設備の方は廃棄できるわけですが、人は廃棄できませんので、その分はどうしても物価の下落圧力になっていくということになります。

このために、デフレがマイナスイ・二％ぐらい続いて、しかも実質成長率の潜在成長力の方も〇・四、五％ということになります。マイナス成長が続いてしまふ、マイナスの名目成長率が続いてしまふ。そうしますと、税収が減っていくという危機的な状態になります。

日本経済の悪化を食い止めるためには、やはり強力な財政面からの刺激が必要だと思います。財政赤字が非常に拡大しているために、財政赤字を拡大しない形での景気刺激を考える必要があると考えております。

現在、巨額の財政赤字で国債残高が急増しておりますが、日本は対外債権国であり経常黒字が続いております。財政赤字は国内の貯蓄で全部賄えて、しかも少し余裕がある状態で、外国にも貯蓄を輸出している状態になります。このために、資本逃避による円安や金利上昇は避けられてきました。現在のような大幅な赤字が継続すると金利上昇のリスクはこれからどんどん高まっていくというふうに思います。そうなりますと、財政赤字を刺激しない形での景気刺激策というのを考えていって、これ以上国債発行を増やさないとということが必要だと思います。

一つのやり方としては、消費税の段階的な引上げと、その大部分の税収を使った社会保険料の大幅削減であります。例えば、来年の一月から消費税を二％、現在の五を七に引き上げて、その後も毎年二ポイントずつ引き上げていく。そうしますと、これで三分の六、税収で十四兆円ぐらいになります。これで現在社会保険料で賄っている基礎年金給付の部分、基礎年金給付全部ではありません。うち社会保険料で賄っている基礎年金給付が十一兆円ぐらいございますので、これを

税に切り替えていくと。定額の国民年金保険料を廃止して、厚生年金も保険料をその分に当たる一六％から一〇％、大体六％ぐらいカットできる。これをやりますと、消費税を徐々に引き上げていくという期待による消費支出の前倒し、あるいは建設投資の前倒し、住宅の建設費も上がってまいりますのでその前倒し、それから給与の手取りの増加、それから年金財政への信頼性の向上、こういったことによって消費支出を拡大できるのではないかと。また、企業にとっても、企業負担分の年金がかなりありますので、折半になっておりますから、それが減るということによってパートから正規雇用へのシフトを促進できるというふうに思います。

ですから、消費税を引き上げつつ社会保険料をカットすることで景気刺激、一部税収に、増税に回しても、赤字の削減に回しても景気を刺激できるのではないかと。

もう一つのやり方は温暖化対策でございます。鳩山政権の目標値、九〇年比マイナスイニシ五％というのは非常に厳しい目標でございます。日経セクターもシミュレーションをやっておりますが、これを炭素税だけで、あるいは排出権取引だけでやろうと思えますと、排出権取引の価格が五万円近くにならないと、二酸化炭素一トン当たり五万円近くにならないと目標は達成できないという非常に厳しい目標だということに認識しております。

ただ、むちだけといいますか、炭素税だけでやりますと五万円とか要するわけですが、炭素税と補助金の両側、あめとむちを両方使っていけば、私は二万円程度で可能ではないかというふうに考えております。そうしますと、化石燃料に対して、原油、石炭、天然ガスについて二酸化炭素一トン当たり最終的に二万円、二〇二〇年に二万円、当面二万円から炭素税を導入すると、その後も毎年炭素税を二万円ずつ引き上げて二〇二〇年までにトン当たり二万円にするという提案をしております。

既存の税をそのままにしておく必要がありますが、現在のガソリンに係る税金なんかは全部そのままにして、それに上積みしてこれだけを課すわけでありまして。トン当たり一万円課しますと、ガソリン税で大体リッター二十円ぐらいになります。一バレル当たり五十ドル程度の課税になります。ですから、かなり大きいわけですし、トン二万円ですとガソリンを四十円ほど値上げする。灯油も同じ四十円の幅で上がりますので、かなり重い税金になります。

これと同時に、この税収は相当になります。二万円の炭素税を二〇二〇年時点で課しますと、十六兆から十八兆円の税収になります。このうちの相当部分を太陽光発電や住宅、オフィスの断熱強化のためのリフォーム、あるいは企業の省エネ投資の補助金等に使えば、相当の景気刺激が可能であるというふうに考えます。

上記の一、二の政策を同時に行いますと、当面、物価を毎年一・八％程度押し上げます。ですから、消費税を二ポイント毎年引き上げて炭素税を毎年トン当たり二万円ずつ増加していく、これにより物価を一・八％程度押し上げますと、コア消費物価を当面前年比プラス〇・六％程度に押し上げることが可能になります。もちろん、このコア消費物価には、炭素税は普通のコアコアに入りませんので、実はこれは炭素税も入れて消費物価の上昇ということになりますので、消費物価全体を大体プラス〇・五ぐらい、六までぐらいい押し上げるといふふうにお考えください。この結果、デフレ期待を払拭できるといふことになります。

他方、金融政策については、私は量的緩和の早期実施が望ましいと思っております。金利を下げる余地はもう〇・一しかございませんが、今後三年間見通しても物価がプラスにならないという見通しを日銀自らしている状況ですので、私は、量的緩和を当然すべきであって、金利はゼロに限りなく近づけるべきだと。無理やりゼロに押し下げるといふのではなくて、金利をアメリカのように

〇・二五以下というような形にして市場金利をゼロに近づけておく、これで量的緩和をすることによってマーケットの株式、株高や円安をある程度誘えるのではないかと。

ただ、効果としては、金融政策の効果は何といても金利の引下げ効果でございまして、金利の下げ幅が〇・一しかありませんので、そんなに大きな効果を期待することはできません。しかし、これによって援護射撃といえますが、財政面でも増税と減税を一緒に行う、また増税により投資の補助金を出すといったことによって景気を良くしながら財政に対する信頼を回復して景気を押し上げていく、これが早急に必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(大石正光君) ありがとうございます。次に、青山参考人をお願いいたします。青山参考人。

○参考人(青山慶二君) 筑波大学の青山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は大学で租税法を担当いたしております。中でも国際課税を専門領域といたしておりますので、今回は税制改正法案中の国際課税関連の部分につきましてコメントさせていただきます。残り、残りの時間で租特透明化法案と今後の税制の在り方一般につきまして意見を述べさせていただきますと存じます。

国際課税のルールは、御案内のとおり国内法と租税条約がパッケージになって作用する領域でございます。けれども、経済のグローバル化が進みまして、国境を越える取引から生み出される所得が質、量の両面で大きく拡大しております状況の下では、先進国として発展途上国の別を問わず、納税者、歳入当局の双方から重要なインフラの一つというふうな位置付けられてございます。

近年は特に取引に占めます無形資産やサービスの取引の比重が高まっております。また国際課税のプレーヤーの面で見ましても、多国籍企業の

みならず、多様な事業体を利用した個人投資家など、多様化してきております。このことから、国際課税のルールにつきましましては、取引環境や実体に即した不断の見直しと国際的な協調が必要とされるという特徴を有しております。

今回の税制改正法案には、このような観点から、従来課題となっていた幾つかの重要事項についての改正が盛り込まれていることが注目されるところでございます。そこです、中でも最も注目される改正といたしまして、外国子会社合算税制の見直しでございます。資料のスライドの二枚目のところから具体的に書かせていただいております。

まず、いわゆるトリガー税率と申しますが、二五％以下従来であったものを二〇％以下に引き下げられております。外国子会社合算税制は、我が国に比して著しく税負担の低い国や地域にある子会社などの所得を親会社に合算して課税する制度ですけれども、今回のトリガー税率の引下げは、我が国の実効税率が五〇％から四〇％に下がり、それから諸外国、とりわけ我が国企業の主な進出先でございます周辺国の法人税率も下がってきているという国際的な潮流を勘案した時宜にかなった改正であろうというふうに考えております。

すなわち、我が国企業の主な進出先でございます中国、マレーシア、ベトナム、韓国といった国々においては実効税率が既に二五％以下の水準まで引き下げられてきております。いわゆるトリガー税率を下回るような状況になっております。このため、合算課税の対象とならない多くの子会社につきましても、税負担率の計算あるいは適用除外基準を満たしていることの立証作業、こういったものが納税者にとって相当の負担となっているというふうな承知しております。今回のトリガー税率の引下げは、我が国企業の事務負担を軽減し、その国際競争力を維持する効果があるというふうに考えております。

次に、子会社の所得が合算対象となるかどうかについての適用除外基準でございます。三つ目の

スライドでございます。

これにつきましては、これまでは主な事業が株式の保有等であれば合算対象から除外されないこととされておりました。いわゆる持ち株会社等は合算対象にしてしまうということでございました。今回の法案によりまして、企業実体を伴っていると認められる統括会社につきましては、資産所得を除いて合算対象から除外することを認めることとされております。

これは、より具体的に申しますと、EUやASEANなど地域経済圏の形成が進展する中で、多国籍企業はグローバル経営を効率的に行う観点から地域ごとに海外拠点を統合する地域統括会社を設立いたしております。言わばミニ本社としてグループ傘下の企業収益の向上に寄与しているという実体があるわけでございますけれども、このような地域統括会社の活用自体は、基本的に租税回避目的で設立されたものとしてとらえるべきではございません。グローバルに展開するグループ企業、多国籍企業にとって必須のものであって、かつその地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があるものというふうに評価することができのではないかと思います。

他方で、今回の改正案では、資産運用的な所得として、外国子会社が受けるポートフォリオ株式、そして債券の運用による所得、それから使用料等につきましては、先ほどの適用除外基準を仮に満たしていたとしても親会社の所得に合算して課税することとしております。これはトリガー税率には引つかかるものの、適用除外基準を満たす特定外国子会社等に資産運用的な所得を付け替えるような租税回避を防止する措置というふうに位置付けられてございます。

より具体的に申しますと、我が国の外国子会社合算税制は、いわゆるエンティティアプローチと申しまして、会社単位で所得の有無を判定する、言わばオール・オア・ナッシングの仕組みを取っておりますので、現行制度の下では、もし適用除外基準を満たす外国子会社に所得を付け替え

たような場合にはそのような租税回避を防止できないという問題がございました。すなわち、本来であれば我が国で課税すべき所得であるはずのものが、外国子会社全体としては適用除外基準を満たすことによりまして、そのような所得も含めて子会社所得全体が合算課税を免れているということになっていたわけでございます。ここで、親会社、子会社間で容易に付け替えが可能な所得といったしましては、ポートフォリオ投資的な配当、利子等の資産性所得が考えられます。

今般の改正は、仮に適用除外基準を満たすような外国子会社であったとしても、このような一定の資産性所得については親会社の所得に合算するという改正です。私自身、外国子会社合算税制においては、特定外国子会社の移動可能な資産性所得などいわゆる受動的な所得については、租税回避防止の観点に立つて、適用除外基準の充足いかにかわらず基本的に合算対象とすべきであると従来から考えてきておりました。

今回の改正案は、エンティティアプローチの持つ執行の簡便性を生かしながらも、所得の性質を利用したいいわゆるインカムアプローチ、これの典型例は実はアメリカで採用されているものでございまして、その要素を組み込むということと、租税回避防止のためによりきめ細かな対応を可能とするものであるというふうに考えます。

以上、トリガー税率の引下げ、そして適用除外基準の見直し、そして資産性所得の合算の全体像は四枚目の総括チャートにまとめられてございまして、これらは企業活動のグローバル化に即したものであると同時に、経済合理性や実体がないものを合算対象とするという外国子会社合算税制創設時の趣旨に照らしましても適切な対応であると評価されると考えます。

また、このほか、国際課税においては、相手国に存在する取引情報入手する必要上、租税条約に基づく情報交換が的確に行われることが重要であります。今改正法案の租税条約実施特例法の改正は我が国の情報交換体制を強化するものでござ

いまして、昨年のG20以降の国際協調の方向性と合致した時宜を得た改正であると考えます。

さらに、振替仕債等の利子非課税制度の創設も国際的なスタンダードに合致したものであり、海外投資家のインバウンド投資を促進する効果があると思います。

二十二年度国際課税分野の改正を振り返りますと、平成二十一年度改正において、外国子会社からの受取配当益金不算入制度の導入といった重要な改正が先行して行われましたが、今回は、同改正を踏まえながら我が国企業の国際競争力を維持する一方で、租税回避を一層的確に防止するという二つの観点に立ち、しかも両者のバランスを考慮した有意義な改正案であると評価できるのではないかとこのように考えております。

こういった改正が企業活動や企業の税負担にどのような影響を与えるかについても今後とも注視していきたいというふうに思います。

次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について一言所見を申し上げます。

今回の税制改正案策定の過程において租税特別措置の見直し基準が定められ、それに沿って多くの措置がゼロベースで見直され、実際に縮減、廃止につながっております。公平性の観点からは、見直し基準で言及されました合理性、有効性、相当性による厳格な検証は必須と考えられますので、こうした取組は評価したいと考えます。

また、それと同時に、租税特別措置の効果を検証するため、いわゆる租特透明化法案が今回提出されております。これまでも増減収額の大きい租税特別措置についてはその見積額が公表されてきましたけれども、今回の法案が成立し実施に移されると、租税特別措置の適用実態が見積りのみならず実績ベースでも明らかにになり、今後の租税特別措置の見直しにも役立つものと理解しております。

最後に、今後の税制の在り方について全般的な所見を申し上げます。

最近の我が国の財政の状況を見ますと、来年度

予算は新規公債発行額が税収を上回るなど大変厳しい状況にあり、さらに高齢化の進展による社会保障支出の増加が見込まれる状況にあります。国際的に見た場合、リーマン・ショック以降、諸外国のフローの財政収支も悪くなつてはいますが、債務残高について見ると、我が国の規模は諸外国に比べ格段に大きいものがあります。

現政権におきましては、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から税制を全般的に見直すという方向性をお示しされ、今後、税制抜本改革に向けて具体的ビジョンが検討されると伺っておりますけれども、我が国財政の国際的な信頼を確保していくためには、税の財源調達機能の回復を図る方向にかじを切っていくことが急務になっていくと考えます。

また、国際課税は、国際的な経済活動の変化とともに、それへのタイムリーな対応が常に求められている分野でもございます。こうした国際的な経済活動への変化への対応も含めまして、経済社会の構造変化に適応した税制を引き続き目指していただくことを期待いたしまして、私の陳述を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(大石正光君) ありがとうございます。高田参

考人。次に、高田参考人をお願いいたします。高田参

考人。○参考人(高田創君) まず証券の高田でござい

ます。本日は財政金融委員会に参加させていただきま

して、誠にありがとうございます。私自身は、今回の場合は市場参加者ということ

で、私自身も四半世紀ばかり国債の市場に従事してきたということもございまして、そういう観

点からお話をさせていただこうかと思います。また、今回のこのペーパーでございまして、そ

ち

らでも使わせていただいたものを少し発展させて
いただいたものという事でございます。

私も先ほど申しましたように二十五年近くこの
業務に携わっておりますけれども、ちょうど昨今
で申しますと非常に国債に関する話題が強くなっ
てきていると感じております。特に最近、いろ
んな雑誌それから新聞等でも国債が本場に大丈夫
なのかというような議論が行われているわけでござ
います。ただ、私自身もこの仕事をやっており
まして、こうした状況は約十年近く前もこのよ
うな状況がございました。特にそのころも国債が
本場に暴落するのではないかとというようなこと
もございました。私自身も「国債暴落」という本を
書かせていただきながら対応した時期もございま
したが、ただ私は、今回の状況の違いということ
になってまいりますと、今回は特にグローバルな
状況で日本だけの状況ではないという点が大き
いのではないかと感じております。

今回の私の資料でございますが、まず一ページ
目をちょっと御覧いただければと思います。
こちらに各国の国債の不安状況を表わすものと
いたしまして、最近クレジット・デフォルト・
スワップと言われるものがございまして、こ
うしたものが非常に最近ビッドに変動するよ
うになってきたという事でございます。

ここにはPIIGSと、何かこれは最近ピッ
グスという言葉らしくて、ちょっと前までだれも
聞いたことがなかったような言葉でございま
すけれども、ここにございまして、右側のところにある
ような国の頭文字を取ったものがPIIGSとい
うふうに言われておりますけれども、ちょっと前
まで私も全くこんな言葉は知りませんでした
が、こうした国々の不安というものが言われ出
してまいりまして、最近はそのに加えて、ここ
にはございませんが、STUPIIDなんという、そ
ういう頭文字までも言われるような状況になっ
てきていると。

特に、今年になってからはギリシャの問題とい
うものが大変話題になっておりまして、今日の新

聞を御覧いただきまして非常に多いということ
でございます。そうなるまいりますと、次は
日本から言われるくらい状況も各国で言われて
いることでございまして、私も実は今月ヨロツ
パを回つてまいりましたけれども、こうした日本
に対しても不安というような声を述べる外国人投
資家も非常に増えてきたというところを感じて
おります。

こういう状況の中で、日本国債の状況でござ
いますけれども、二ページ目のところでございま
す。これは日本の国債の金利がどういうことに
よつて成り立っているのかというところを
ちよつと簡単な試算をしたものでございまして、
ここでは黒い色になっておりますのをリスクプレ
ミアムと申しまして、特に財政に關してこう
いう不安を一つ一つのインジケターとして表
したものでございまして、これは必ずしも
財政というふうな結論付けるわけではございま
せん。

しかしながら、ここに表れております四半期ご
とで見えてまいりますと、右から四つの棒が出て
おりまして、特に右から四番目、昨年の一三、
それからこの二つでございまして、昨年の
七・九、十一・二と、よりこういうようなもの
の上に伸びていると。こうしたものは、やはり財政
に關する不安というものを市場がだんだんと意識
したというふうな考えられるのではないかと思
います。

次の三ページ目のところでございまして、こ
うした要因は、日本の国債の金利自体は現在のところ
一・三％台ということで、数字づから見ます
と非常に安定しているように見えるわけでござ
います。ただ、この三ページ目のところでござ
いますけれども、非常に日米の金利が連動してい
るということを考えてまいりますと、ここにもござ
いますように、昨年の三月から四月、また昨年の十
月以降十一月にかけてアメリカの動きとは別に日
本の金利が急に上がり出したといったこと、この
辺は、先ほど前のページと同様に、やはり財政に

關する動向を市場がビッドに表し出したと。
そういう意味で申しますと、私も実は参加いた
しましたけれども、事業仕分を機に下がってきた
というのは、ある程度こうしたものに對する一つ
の安心みたいなものもあつたのではないかとと思
います。しかしながら、それ以降依然として、小
康状態が続いているとはいえないながら、まだ不安定
な動きがあるというのも市場参加者の一致した見
方という事でございまして。

こうした状況の中で、財政に對する不安とい
うものは、次の四ページ目のところにもございま
すように、ここにございまして、要は税収と支出に對
するアンバランスと申しまして、税が下がる
一方で支出が拡大する、当然その結果として公債
発行額が増加していくと、それに對する際限ない
不安というものを市場参加者が持ち出している
というふうな考えられるのではないかと思
います。

また、こうした状況は、次の五ページ目のと
ろにございまして、日本だけではございませ
ん。しかしながら、財政といったものを意識し出
すなら、各国では財政の出口戦略というものを意
識し出している。そういう状況の中で、グロー
バルな投資家も含めて日本はどうなんだというよ
うな点に關心を持ち出しているというのも実
際の状況ではないかと思ひます。

こうした状況の中、日本の国債の状況でござ
いますけれども、先ほどPIIGSと同じかとい
う議論がございました。私は、そういう状況の中
で日本の特徴というものは、ある面で見ますと、
私は何年か前から申し上げているんですけれど
も、例えて申しますとお父さんとお母さんのやり
取りみたいなものではないかと申し上げてまい
りました。

これは、ある面で見ますと、日本は財政赤字
が非常に大きいわけでありまして、日本の国内で
完結している状況でございまして、そういう意味
では、この十年間も含めまして、国債を活用しな
がらある面では調整を対応してきた。これは悪

く言えば先送りの道具でございまして、よく
言えば時間を確保できる特権を持った状態とい
うようなことと申すわけでございまして。

しかしながら、昨今の状況を考えますと、同じ
家だからといってそこに安住していいのかとい
うような意識というものも出てきている。そう
なつてまいりますと、同じ家だからこそ必要な信託を
市場の中でどう確保できるのかという部分が問
われているというふうな考えられるのではないか
と思ひます。

また、こうした状況は、同じく例えて申しま
す。日本の場合には赤字企業のようなものとい
うふうに考えることもできるのかもしれませんが、
私も、金融界に身を置く立場といたしまして、
よく企業さんへの融資を担当しておりますたけ
れども、企業というふうなものは別に赤字で倒
産に至るわけではございません。要は資金繰りとい
うふうに考えることができるわけでありまして。

その例えて例えて考えますと、日本の場合
は、今、先ほど申し上げました収入と支出の關係から
見れば明らかに赤字でございまして、これが続く中
で、場合によつては債務超過状態にあると言
えるのかもしれませんが、しかしながら、そういう状況
の中でも、投資家、国内の金融機関は、ある面
でいへば国に對して融資を、それはある面では
国債への投資を続ける状況というふうな考
えがございまして、それが背景にあるのは、ある面
でいへば国に對する、国の返済意思とそれ
に對する期待というふうな考えられること
がございまして、当然、企業でも同様でござ
います。そうした赤字企業への融資とい
うものも必要になつてまいります。ある面
でいへば、市場というものは、そういう再建とい
うものを意識しながら若しくは期待しながら投資
を続けている状況というふうな考えられること
がございまして。

先ほど、次はPIIGSかと、PIIGSの次
は日本かと言われておるわけでございまして、

も、次の八ページ目のところにございますように、確かにそのPIIGSのところに表れておりますような国々と同様に日本の場合の債務残高は非常に大きいわけでございます、こうしたものが日本の国債に対する海外からも不安につながっているところがあるわけであります。

ただ同時に、このPIIGSとの違いというところを考えると、次の九ページ目のところにもございますように、これは各国の経常収支の状況でございます。これを見ていただきますと、PIIGSの問題は明らかにこの右側、要は経常収支の赤字にあるわけでございます、日本場合はそれと対比いたしまして左側、黒字状態にあるわけであります。

しかも、日本場合は、次の十ページ目のところにもございますように、こうした黒字状態というものが一九七〇年代からと申ししましうか、非常に恒常的に続いているわけでございます、こうした点が、先ほど申しました赤字企業であつても資金繰りが、またお父さんとお母さんの状況、家のような状況になっていると。

しかしながら、こうした状況ではあるわけでございますけれども、今後を考えるとまいりますと、高齢化等の問題で黒字状態というものが本当にこれが続くのだらうかと。また、こうした状況の中で、日本の国内の投資家というものが日本にキャピタルフライト、資本投資を行わないで信託を保つことができるのかというような点が問われているわけでございます。

そうした状況を、先ほど申しましたように、再建というものの対する信頼と申し上げました。先ほど融資と同じと申し上げましたけれども、もう企業と同じように考えますと、要はバランスシートをどう見ながらファイナンスを続けるかという議論になってまいります。その点で、次の十一ページ目のところで日本のバランスシートを考えるとまいりますと、どうも赤字状態にあるわけでございます。

そうした状況にあるにもかかわらず、ある程度

国に対するファイナンスが続くということがある面でも、解釈して考えますとすれば、次の十二ページ目のところにございますように、国民負担率、租税に対する国民負担率が海外と比べても非常に低いと。こういうような状況の中、仮に例えば、次の十三ページ目のところにもございますように、例えば欧米並み、ここでは二二・三％を三五％に例えればに引き上げると一つの試算を行ってまいりますと、毎期毎期の税収というようなものがここでは二二兆円生まれるとしております。

こうしたものを現在価値に倒すと申ししましうか、例えば資産価値がこういうようなものにあるんだというような計算をいたしますと、ここにございます試算のように、債務超過というものが埋まり、場合によっては今後の国債の発行余力というようなものもある程度あると。逆に言えば、こうしたような解釈をしない限りはなかなか今の状態を正当化することができない状況にあるというふうにも考えることもできるわけであります。

ある面では、こうしたものは一つの再建計画に対する状況、要は今後の経済成長とそれに対しての税負担というようなものを日本国が行い得ると。当然、そうなるてまいります中で市場というものが見てまいりますのは、この十四ページ目のところにあります、国債版マニフェストとさせていたいただきましたけれども、短期、中期、長期にわたる、ある面では再建計画というようなものを暗黙のうちに市場というものが織り込みながら考えていると。この十四ページのところにあるます計画というものは、あくまでも我々が一つの案として提案したものでございますけれども、逆に言えば、このような対応というものを市場はある面では暗黙のうちに織り込みながらの状況というふうにも考えることもできるのではないかと

思います。

また同時に、こういうプロセスというようなものは、次の十五ページ目のところにありますように、市場、国債管理政策というふうにも考えることもできるかと思いますが、こうしたものは単に発行

行体だけにとどまらず、市場参加者、また場合に

よつては金融当局、日本銀行といった、こういうようなものの総合的な対応の中で何とか信託を保つことができるような状況というふうにも考えることもできるわけであります。

現在の状況、国債暴落に言われながらなっていないというものは、ある面ではいいですと、この十六ページ目のところにございますように、現在は運用難という環境の中、金融機関というものが国債に資金を向ける。しかしながら、この中での不安というものは国民が海外に資金を持つていく、資本逃避と申ししましうか、また市場というものが不安を抱くということになりますと、こういう状態というものが維持できない。

要は、今の状況というものは、次の十七ページ目のところにありますように、貸出しがマイナスになるような需給関係、若しくは何とか市場の信認というものがつなぎ止められている中で状況と考えることもできるわけであります。

そうなるてまいりますと、日本国内、国内の中で対応できると申ししましうか、この十八ページ目のところにございますように、国債を通じてある面では日本国債の意思というものが問われている状況、国債に対して何とか信託をまだ寄せている状況でございます、そこにはあくまでも先ほど申しました成長期待と国の意思と、また場合によつては市場の中での対応というようなもの、こうしたものの信頼関係というものが問われているというふうにも考えることもできるのではないかと

思います。

また、最後のページになってまいりますけれども、先ほど申しましたように、今回の状況は日本国内だけではございせん。グローバルで国債というものを通しながら、何とかどの国も再生を願おうとしている状況でございます。

しようか、として有しているわけでございます。そういうような調達力というようなものを、国際競争力と申ししましうか、しかしながら、それはあくまでもそれを生かすための国の意思というものが求められているわけでもございまして、そういう状況の中で、私も、たまたま先々週海外の投資家と議論した中で意識というものは、あくまでもこうした状況の中で、時間を確保しながらも、日本が本当にできるのかというものが問われている状況ではないかと感じた次第でござい

ます。

以上でございます。

○委員長(大石正光君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 三人の参考人の皆様、今日はありがとうございました。私からは、国債に関して若干お尋ねをさせていただきます。まず最初に、郵政民営化の見直しと今後の国債の発行に関連して質問をさせていただきます。二月上旬に政府が郵政民営化の見直し案を発表いたしました。この中で、御案内のとおり、それまでの郵貯の預け入れの限度額を一千万円から三千万円に上げると、こういう案が発表されたわけ

でございます。

高の限度額の上限変更、これが仮にも国債の購入を通して財政規律の弛緩につながるものではあつてはなりませんし、また政府は今後も無駄な歳出の削減の努力を続けていかなければならないと、こう考えております。また、もし市場原理に反するような形で政府が間接的にでも国債を買い支えるようなことになりましたと、海外の投資家にとつても日本国債の魅力が低下することも懸念されると思います。

これまでも深尾参考人は無利子国債や政府支援に反対をされていらつしやいますし、また一方、高田参考人はマーケットの長期金利上昇の予測に異を唱えていらつしやいます。

そこで、両参考人に、郵政民営化に伴う郵貯の上限設定の変更と、これが国債価格及び長期金利にどのような影響を与える可能性があるかについてお尋ねをいたします。

○参考人(深尾光洋君) 郵貯の上限金利を上げた場合に資金がどう動くかというのが一つのポイントであります。その場合に、郵便貯金の金利設定、これが都銀あるいは地銀の出している預金金利設定に比べて魅力的なものになるかどうかというところが一つのポイントになるかと思ひます。

郵便貯金は、昔は財投を使ってやや高めめの金利で運用できていたということによって、高めの金利をオファーすることで資金を集めてきておりましたが、その部分がなくなつたために、現在は大体同じ程度の金利を出すところにとどまつてゐる。このために資金シフトはそんなに大きくないというのが現状だと思ひます。

仮に今三千万円に上限を引き上げた場合に、ある程度資金量が増える可能性があつて、その場合には、運用としては、どちらかというと貸出しよりは国債運用といひますか債券運用が多めになるだろうというふうに思ひますので、そんなつた場合には多少長期金利に下方圧力といひますか、上昇を抑えるような圧力に働く可能性があると思ひます。

ただ、私自身は、上限金利の引上げはやはりうちよ銀行についての完全民営化を前提として外すのが適当だといふふうには判断しておりますので、現状を引き上げること自体には反対でございます。

○参考人(高田創君) 郵便貯金の限度額引上げということになりましたと、どのぐらいの部分が実際に郵貯に資金移動があるのかというのはいろいろ議論はあろうかと思ひますが、少なくともある程度郵便貯金の方に流れるのは当然だろうなといふふうには思つてゐる次第でございます。

その場合に、現状の郵便貯金のところでの保有の資産といふものを考えてまいりますと、一般の金融機関に比べれば国債の保有比率が高いといふことを考えれば、ある程度やはり国債の市場に流れると申しましようか、という部分はあろうかと思ひます。

そういう意味からいひますと、国債の需給面からすればある程度プラスに働きやすい、当然のことながら、金利の面は、ほかの状況といふものを一定と考えれば、低下の方向に働きやすいという部分はあろうかと思ひます。

ただ、今郵便貯金の方もこうした資産の保有に関しては、当然のことながら実際の状況に対しての投資の中でどう考えていこうかということだろうと思ひますので、あながち自動的に国債に振り向けるということではないのではないかと思ひます。

そういう意味では、こうした郵便貯金自体も、当然のことながら財政に対する規律というふうなものがある不安があれば、ここに対しての資金のところをどう考えようかといふいろいろな議論もおありかと思ひますので、そういう意味でいひますと、こうしたところに関して、先生の御指摘ございまして、単に規律のところの弛緩といふことよりたように、市場参加者として同様にしていやうこの財政規律といふものをどのよう意識していこうかといふようなマーケット参加者としての視点といふようなものも当然のことながら出てくるのではないかと、いふふうには考える次第でございます。

○風間直樹君 ありがとうございます。

そこで、高田参考人にお尋ねをさせていただきます。たいと思ふんですが、当委員会でも菅大臣あるいは亀井大臣に對しまして、委員の間から、今後の国債発行の余力をどの程度と見込むのかと、このいう質疑が度々なされてゐるところでございます。

今日、高田参考人におかれましては、御提出いただきました資料の中で、日本の租税負担率が欧米並み、約三五%に上昇するケースと仮定をされた上で、その場合、追加的な国債発行余力は五百六十九兆円と試算、このようにされていらつしやいます。

ちよつと現実に即して議論をさせていただきますんですが、民主党政権は昨年八月の総選挙前に、当時野党でございましたが、マニフェストを發表いたしました。私、その場に参加をして、直接当時の鳩山代表から消費税に関する認識をその場で耳にしたわけでございますが、その場での説明は、政権を担当した場合、四年間は消費税は上げない、ただし議論はすると、記者の質問に答えてこのように明瞭に答えておられました。今現在、菅大臣が先般消費税に関するあのような御発言をされたこともありまして、今後この消費税の税率アップをどのようにするのかということがこれから言わば議論が始まるところだと認識をしております。

そうした中で、四年間は少なくとも、選挙で公約したこともあり、消費税率は上がりません。じゃ、四年後からはどうなるかといふと、恐らくこれは次期総選挙で民主党も自民党もそれぞれの公約の中に明確にそれをうたつた上で、国民の審判を経て、恐らく私は消費税の増税という形に行かざるを得ない現在、趨勢なんだろうと考えております。

そうしますと、少なくともこの四年間はまず消費税率のアップはないと。四年目以降はアップがある。その場合、どの程度アップするか、これはまだ分からないわけでございますが、こうした

ことを現実に想定した場合、高田参考人は今後の国債発行の余力というものを段階的にどのようにお考えになられますか、その辺のイメージをお伺いできれば有り難いと思ひます。

○参考人(高田創君) なかなか、結局、市場といふものは美人投票みたいなものがございます。どのように意識するかという点もあろうかと思ひます。ここに今挙げさせていただきましたのは一つの試算といふことでございまして、ある面では、いへば、そういうような余力若しくはそうした意思といふようなものを判断しながら市場が暗黙のうちに織り込んだ状態が今の状態にあるかと思ひます。

そういう面からいひますと、ある面では、先に對してこのような道筋を明確に示すんだといふようなところを市場が好感するといふんでは、どうか、納得すれば、今すぐ上げないにしても、このような道筋といふようなものを、説得力を持つて考え得るようなことが道筋が示されるのであれば、市場の方は、何といふんでしようか、今すぐじゃなくても、ある程度安心して申しましようか、好感する部分はあるのではないかと思ひます。

ただ同時に、今申しましたようなこういう増税みたいな議論といふものは、当然のことながらある程度の経済といふものの状況といふものも一つの存在でございます。ですから、ある程度成長と申しましようか、景気の回復みたいなものと、それからそれに対しての税収の拡大といふようなもののシナリオが描けるというふうな方向付け、こうしたものに對する、市場といふものはあくまでもそうした方向性を意識するものでございまして、そういうシナリオが先であるにしても描ければ、市場といふものに対して影響は及び得るのではないかと私は考える次第でございます。

○風間直樹君 続きまして、深尾参考人にお尋ねをしたいと思ひます。

参考人は、今日御提出をいただきました説明資料の中で、当面の日本経済の展望と題して、今後

日本経済が高い成長率を見込めないと、その原因の一端として人口の減少が今後も続くことを挙げていらつしやいます。私もこの点は同感でございます。

最近、経済新聞等の様々な論調を見ておりますと、そろそろこの人口の減少というものを前提にして、政府が今後の労働人口の維持ないし増加のためにどのような方策を打つかということを真剣に議論すべき時期に入ってきておるのではないかなど、こういう認識を私は持っているところでございます。

特に、一月ほど前だったと思いますが、日経が出しております日経ヴェリタスという新聞にメルリンチ証券の菊地さんというアナリストが論考を出していらつしやいます。その中で、日本経済の今後の成長を見込む上で、移民政策の解禁というものを真剣に検討せざるを得ないだろうと。ただしと菊地さんは続けていらつしやるんですが、民主党政権は、その支持母体、連合の性格もあり、この移民を労働力として入れるという策を取るのにはなかなか困難だろうと、このように分析をしていらつしやいます。

こうした様々な論調を背景にして、深尾参考人はこの人口減少、労働力の減少に対してどのような方策を打つべきとお考えになつていらつしやるか、お尋ねをしたいと思います。

○参考人(深尾光洋君) 私も労働力人口に対して移民政策を真剣に考える時期にもう来ているというふうに思っております。私も、日経センターのホームページの一番トップページの右端に私のコラムがありますが、そこにこれまで何回か書いておりますけれども、私は、未熟練労働の移民は日本に入れて同化するのが非常に難しいので、これについては慎重に考えるべきだと。しかし、知的な移民といえますか、非常にできる外国人を入れるという観点から人を入れるということを考えるべき時期に来ているというふうに見えております。

私の具体的な提言は、日本語能力試験というのが全世界五十カ国以上で行われておりまして、年

間五十万人以上が外国で受けております。特に中国、アジア諸国で受けているわけですが、この日本語検定、日本語能力試験一級レベル、これが大体年間五万人ぐらい合格者がございます。この日本語能力試験一級レベルというのは日本の大学で勉強できるレベルの水準でございますので、この能力のある外国人に対して積極的に就労ビザあるいは就学ビザを出していくべきではないかと。

現在の移民政策の考え方は特定の領域の専門家を入れるという考え方がベースでございます。例えば看護師に入ってもらつとか、あるいはエンジニアに入ってもらつとか、あるいはコックさんに入ってもらつとか、こういう格好であります。私は、順序からいって、看護師の試験を受けるよりは日本語能力試験を受ける方がはるかに難しいわけでございますので、日本語能力試験の一級レベルの人に入つてきてもらつて、その人たちに自由に日本の中で仕事を選んでもらつてはどうかと。

こういうレベルの方ですとみんなバイリンガルでございます。自国の、例えば中国語なりペトナム語なりタイ語がネイティブであつて、それに加えて日本語ができる。そういう人に日本に入つてきてもらうことによつて、平均所得は多分日本人よりも高くなつてくれるし、日本企業や日本の金融機関がアジアに進出する上で非常に有力な人材になるかと。

こういう人々を年間私は五万人ぐらいから始めて、そうしますと、多分家族一人ぐらいは連れてくると思ひますので、そういう人には例えば日本語検定の二級ないし三級ぐらいを義務付けて入つてきてもらつとか。この上で、移民としてどんどん迎え入れていって、五年ぐらいの就労、平穩な就労の後にはもう帰化を認めるか、あるいは永住権を認めるということにしてはどうかと。現在でも十年間平穩にやつておりますと大体は永住権が出るようでございますが、これを五年ぐらいに短くしてはどうかと。

これをやりますと、平均的な日本人の所得以上の所得を稼ぐ能力のある人をたくさん入れますの

で、駄目な日本人はそういう人におんぶできる、社会保険料とか税金の面でもおんぶできる。私は日本相撲協会方式と言つておりますが、日本相撲協会の番付上位陣はみんな外国人ですけれども、これで日本相撲協会の年金とか幹部の報酬は出しているわけでありまして、日本もそういうふうにしていったらどうかと。

また、安全保障の観点からも、日本語と現地の言葉ができる人が数万人単位で日本に入つてくるということは非常に相互理解にも資する。また、日本への溶け込みという観点からも、親が日本語ができますと子供は日本の学校に簡単に入つてまいります。特に小学校ぐらいであれば、一、二年で親が日本語の読み聞かせができれば学校にもちゃんと付いていきますので、そうしますと日本の社会に同化していつて、犯罪率なども当然平均的な日本人よりも低いぐらいになるだろうというふうに見えております。

こういう形で、移民を日本の長期的な成長力を押し上げる戦略に使つていくと、こういう観点では、私は積極的に位置付けるべきだというふうに思つております。

○風間直樹君 ありがとうございます。

最後に、わずかな時間ですが、青山参考人に法人税について御所見をお尋ねしたいと思います。今、日本の法人税率の議論がいろいろとなされておりますが、OECDの分析によりますと、EU諸国の場合、一貫して法人税率をこの間引き下げてきたにもかかわらず法人税収のGDP比は上昇している、こういう結果が公表されているところでございます。

こうしたことを考えつつ、日本の法人税率というものを今後どうすべきかという点に関してお考えを伺いたいんですが、法人税率というのは当然ながらその利益の移転に影響を与えますし、同時に実効税率は投資先の決定に影響を与えるわけでございます。

このようなことを勘案しつつ、青山参考人の御所見をお尋ねしたいと思います。

○参考人(青山慶二君) 今御指摘のありましたように、ヨーロッパの諸国は近年どこもその法人税率を引き下げる方向にございます。その引き下げに当たつてはどのような方法を取っているかと申しますと、法人税の課税ベース自体を拡大する一方で、これは例えば租税特別措置などの見直し等を通じて課税ベースを拡大しながら税率を引き下げる。したがつて、ある意味では税収面では中立的な改革案を持ちながらやる。

それから、先ほど御指摘のありましたGDPに占める比率等につきましては、単にタックスベース、それから税率の変化だけでは決定できるものではございませんけれども、今申し上げましたような改革を取りまして、先ほど実効税率というふうにおっしゃいました。実効税率は個別に何かに投資しようとするときに最も効いてくる税率でございますけれども、その国に例えば自らの企業のベースを置こうとか、こういったふうなことを考える場合には、実効税率もさることながら、いわゆる表面税率、その国の法人税率がどうなっているのかということ企業は非常に注目して進出先の決定をいたします。

そういったことでいいますと、法人税率を下げるということとは、インバウンド、アウトバウンドの投資をより促進する効果を持つことは明らかでございますので、私自身はヨーロッパのような法人税の改革の方向、すなわち課税ベースを拡大し税率を引き下げるような方向性というのは、我が国の経済活性化に向けても一つのいい参考になるのではないかと、このように思います。

○風間直樹君 ありがとうございます。

終ります。

○林芳正君 自民党の林芳正でございます。三先生方、ありがとうございます。ルールでございますので、着座のままちょっと失礼させていただきます。

まず、深尾先生にちよつとお伺いをいたしたいと思いますが、このいただいた資料の三の当面の日本経済の展望ということで、改めてこういうふ

うにグラフにさせていただきますと、この先一体どうなるのかなというのが大変心配でございますが、これは二〇〇九年の三・四半期までということとでございますので、最後の四半期の数字がもう少しお分かりであれば、この潜在資本投入量のところが、ここにお書きになっておられるように、設備投資がかなり減っているということでございますので、今移民のお話がありましたけれども、潜在労働投入量、その移民の政策が変わってそれから入ってくるというのは若干時間が掛かると思いますが、今いらつしやる高齢の方とか女性の方をどんどん入れていくことはあっても、この潜在労働投入量の方はそれほど変わっていないと。全要素生産性の方も、まあ若干下がっていますが、これもそんなに大きく動いていないとすると、この潜在資本投入量というのが、設備投資は経営者の判断ですから、これを増やしていくということとは、これだけ減っているわけですから急務だと思えますけれども、この辺りの将来の見通しと、それからもう少し足下までの状況をもしお分かりになれば御披露いただきたいと思えます。

○参考人(深尾光洋君) 日経センターは経済見通しを作っておりますけれども、設備投資についてはかなり弱い状況、若干のプラスですが、非常に低い伸びをこ二、三年見込んでおります。このために、投資水準は多少回復しますけれども、GDP、潜在成長率を大きく押し上げるところまでは行かないと。ですから、こ二、三年を考えると、展望してみますと、潜在成長率の水準は〇・三、四％ぐらいまでしか回復しないのではないかというふうに見込んでおります。

ただ、現在デフレギャップがございます。四％ぐらいデフレギャップがありますので、これを埋めるという形で稼働率を上げる、同じ設備で稼働率を上げるといふことによって成長を、四％ぐらい経済を押し上げるといふ、それだけの生産能力はまだ十分にあるという状況です。逆に言えば、デフレギャップ、つまり設備の稼働率が低い状態にあるので投資が余り出てこないという、鶏と卵

の関係といえますか、そもそも生産水準が低いので投資が出てこない、このために潜在成長率も低い状態が続いていると。

労働の方は、大体年率一％弱で低下しております。女性の就労は増えておりますけれども、一人当たりの平均労働時間はむしろ減少済みでございます。女性の方の労働投入はほぼ全体として横ばい、男性の方は減っておりますので、トータルでは労働力は低下をし続けると、こういう見込みでございます。

○林芳正君 今、GDPギャップのお話がありましたが、いただいたやつ四番ですと、マイナス四になるのが、これは予測ですから二〇一二年ぐらいということでございますか。足下がこれで見ますとマイナス七ぐらいと、こういうこととございますので、マイナス四まで戻ったとしても今みたいなお話を。こういうことであるとかなりまだ厳しいなという感じがいたしますが。

それと、金融政策で御言及されておられる量的緩和の早期実施が望ましいということとでございますが、具体的に今ゼロに戻した後、前回の局面ではゼロ金利にした後いわゆる量的緩和ということと、いろんなことをやっていたわけですが、基本的にはゼロになった後の量的緩和はこの間もやっておりますが、それからリザーブターゲット的なこと、そして時間軸ということがあるわけですが、その辺のメニューは前回どおりということとでございますか。

○参考人(深尾光洋君) メニューとしてはそんなに新しいものは考えにくいと思っております。ですから、一つは短期国債、中期国債までの少し長めのものも含めた買いオペの増額、これによって超短期の金利はほぼゼロ、それから中期ゾーンも少し金利を押し下げると。また、量的緩

和をすることによって金融機関の手元流動性が相増えてまいりますので、金融機関の資金繰り不安がどんななくなるということと貸出し態度も若干プラスになるといふことであります。

ただ、その効果といえますか、景気拡大効果はそんなに大きなものではないだろうと。GDPにして多分〇・一、二押し上げる程度であって、メーンの経済を押し上げる仕事はやはり財政面の何らかのアクションが必要だといふふうに思います。

○林芳正君 先ほど午前中、実は質疑で日銀の理事がいらつしやって、愛知委員とのやり取りだったと思いますが、通貨の発行高と国債の保有高をそろえるルールという議論がございましたが、これはルール・オブ・サムみたいな話で、どこか法律に書いてあるわけではない、こういうふうには私は理解しますが、午前中の質疑ですと、大体五十二兆持っていて、通貨の発行高が八十三兆ということと日銀の方からお聞きしましたが、このルールがちよつとグローバルスタンダードかどうかというのには私よく分からないんですが、そもそもこういうルールが必要なのかということについてもし御見解があれば。

○参考人(深尾光洋君) 私は、国債、特に長期国債の買い切りの金額については、やはりむやみに増やしますと、将来需要が減ったとき、銀行券の需要が減ったときに回収が難しくなる、できないわけではないんですが難しくなるという点がありますので、ある程度の目安はあった方がいいだろうと思っております。

といいますのは、現在の銀行券残高は異常に高い水準にございまして、市場金利が、特に預金金利が定期預金でも〇・一％以下というふうな非常に低い水準ですので、預金しないでも現金で置いておく傾向がかなり強まっております。このために銀行券需要が非常に高い状態ですが、将来どこかの段階で物価上昇率が少し上がってきて金利を上げるといふことをやりますと、銀行券が戻ってまいります。日銀のところに戻ってきて、銀行に預け

られて、預けられた銀行券が日銀に還流するという形になります。そうしますと売りオペが必要になりますので、そのときに売れるものを持つていないと調整が難しい、そのためにある程度短期の売りやすいものを持つておく必要がある、こういう考え方だろうと思っております。

○林芳正君 ありがとうございます。続いて、青山先生にお聞きをしたいんですが、トリガー税率について、元々の税率が五〇から四〇になったということもあってという御説明があったので、この二五を二〇に下げるといふのは相場観みたいな、この制度をほかの国も持つていて、やっぱり自分のところの税率の半分ぐらいというんですか、そういうものにしてしようとしているのかと、そういうのがあるのか。今回はまさに、中国、韓国、マレーシア、ベトナムみたいなのは外れるという効果があるということとございまして、そういう水準ぐらいが税の理論として適当なのか、国際的な相場観があるのかということについてお伺いしたいと思います。

○参考人(青山慶二君) トリガー税率をどのようにに設定するのかわかるのは、そもそも外国子会社合算税制をどういう目的で制度設計しているかというところにもかかわってくるわけでございます。例えば、アメリカなどの場合は外国子会社合算税制を繰延べ防止と。要するに、親会社は常に最終的には海外の子会社の所得も全部自分のところに戻ってくるはずだと、それが戻ってくるまでに時間が掛かる繰延べを防止するんだと。こういうふうな考えになってきますと、税率差よりもその繰延べ自体を問題視するという税制でござい

ます。そういうところは比較的自国の税率との差が小さい形で設定してございます。例えば、アメリカの場合ですと、自国の税率の九〇％かどうかというのが基準になってございます。

一方、日本と似たようなイギリスの場合は自国の税率の四分の三という基準を持つておりますし、フランスは五〇％という基準を持つております。アメリカ以外のところは明確に繰延べ防止という

売商業事業者は、もう今消費税を上げるなんというのはとんでもないと、このデフレの中でもう価格に転嫁できないといいますが、もう本当に大変なことになると言つて、今も現に言つておられます、やはりこの時期に消費税を段階的にせよ上げるのが景気の刺激に結び付くということとはなかなか理解しにくいわけですが、もう少しそのところを教えていただきたいのと、それから、段階的に先生の場合ですと六％分上げるといふ仮の提案がございますが、そうした場合のいわゆる低所得者に逆進性があるという、この対策はどう講じて解消すればいいのか、その点についてお話をお願いしたいと思ひます。

○参考人(深尾光洋君) 一つは、消費税を一回だけ上げるとはなくて、事前に上げると宣言してスケジュールどおり上げていく、こういうのが一つの考え方でございます。これをやりますと、この前も消費税を上げたときに前倒し支出や住宅投資がかなりの程度刺激されましたが、これを継続的に三年ぐらいいはできると。三回でやめるかどうかというのは途中でまたもう一回考え直す必要があるかと思いますが、じわじわと毎年二%ずつ上げていくことによって継続的に前倒し支出をずっと出し続ける。

現在はどうなっているかといいますと、デフレの下では後倒しのインセンティブが非常に強いわけです。例えば、住宅のリフォームでも待っていた方が安くなる、あるいはマンションを買う場合でも待っていた方が安いと。こういうことになりますと、今みんなは、もうどっちかというと貯蓄をなるべくしておいて、待っていて、買いたいのものがあっても後で買おうと、こういう行動を取っているわけですが、こういう将来への後倒しのインセンティブをなくすといいますか払拭する、これによって消費を刺激する、これが一つであります。

もう一つは、当然逆進性の問題ありますので、私のここでの提案は、現在定額で毎月一万六千円ぐらいだと思いますが、国民年金の負担を自営業

者がしているわけですが、これを全廃する。三年掛けてじわじわ全廃できると思いますが、全廃してしまおう。そうしますと、日本に住んでいたことを証明すれば、これが全廃された後はそれだけで基礎年金がもらえるという状況になります。

また、厚生年金につきましては、基礎年金の負担部分、これは今現在、厚生年金から基礎年金の給付のために七兆円ぐらい移転があったはずですが、これをやめることができます。そうしますと、厚生年金の保険料の負担が現在二十二兆円前後だと思いますが、このうちの七兆円分ぐらいをこの消費税に入れ替える、そういうことにしますと社会保険料を大幅に減らせる。例えば厚生年金保険料であれば、現在一六％をちよつと切っておりますが、これを一〇％ぐらいまでカットできると。そうしますと、人を雇っていますと、給料を払うのにそれに社会保険料を上乗せて払わないと手取りにならないわけですが、これが現在の一六が一〇ぐらいまで下げられる。

そうしますと、もちろん税収を増やすという消費税の引上げ部分は景気にマイナスの部分はもちろんございます。将来の前倒しで支出するという面はプラスですが、しかし税収を抜かれるという点でマイナスがありますが、その大部分を社会保険料の削減、特に定額の社会保険料というのは実は非常に逆進的でございます、所得がない人でも、余りない人でも払わなきゃいけないと。それをやめてしまえると。また、未納問題も一気に解決できる。これによって将来の所得の不安もなくすことができます。こういった点での景気刺激を入れれば、多少全体として増税きみであっても、景気に対しては若干のプラスを維持できるというふうに判断しております。

○荒木清寛君 深尾参考人に更にお尋ねします
が、段階的に予告をして消費税を上げることについての前倒しの需要ということについては、前経団連の奥田会長も何か本で書いておられて、私も興味深く読みましたけど、ただ、本当に

そういう、何といいますか、想定どおりいくんだらうかということは思うんですね。実際にそういうことをして景気を刺激した例というのは何かあるんでしょうか、よその国でもですね、よその国ですか。

○参考人(深尾光洋君) イギリスで一時的に消費税をいいますか付加価値税を下げて、将来上げるといふことをアナウンスすることで多少景気を刺激しようとした例がこの前の金融危機の後で行われました。また、これについては私も、フェルドシュタインというアメリカの学者がこれを提言していまして、私は実はそれより少し前にアメリカの上院の公聴会に招かれたことがありますので、そこで消費税をカットした上で徐々に引き上げることでデフレ対策にできるということを証言したことがございます。そういう意味では、そんなに目新しい議論というよりは、経済学者であれば、まじめに考えれば普通に考え付くようなタイプの政策でございます。

もちろん、消費税を掛けられる自営業者は反対するのは当たり前だと思いますが、同時に、その相当部分が社会保険料のカットになってあなたの方に戻るんですよという説得するのは政治家の方々の御努力が必要かというふうに思います。

またこれをすることによって財政に対する信頼あるいは社会福祉に対する信頼を取り戻すといふのは非常に大事なことでありまして、現在の若者は、日本の社会保険、このまま続くとはだれももって思っていないような状態であつて、これは私もゼミの学生なんか日本の年金ちゃんともらえるところとか、ほとんどだれも手を挙げない、思うかと言つと、ほとんどみんな思つていまして、必ずカットされるに違ひないと思つていまして、すので、こういった状況をやはりどこかで変えなないといふと、維持可能な状態にしなないとやはり消費は出ないんだといふふうに思います。

○荒木清寛君 次に、青山参考人にお尋ねいたします。

先行の二人の委員も法人税の引下げのことを言及されましたが、私も教えていただきたいと思ひ

参考人のお考えは、課税ベースを広げる中で税率を引き下げるといふ、要するに、今のこの六兆円弱の税収を維持できる範囲でそういう組み直しをするというお考えだったかと思います。

ただ私は愛知県に住んでおりまして、そういう物づくりの非常に盛んなところなんですけれども、いろんな要因で製造業の空洞化の懸念というのはまた一層高まってきている感じがするんですね。そうしますと、もうそういう、もう全体の税収は維持した中で税率を引き下げるという段階じゃなくて、もつと思いつた税率の引下げをしないとなかなか本当に歯止めが掛からないのではないかという気がしています。

それで、当然課税ベースを引き下げるとなりま
すと、租税の優遇措置を廃止をするということに
なれば、投資促進税制ですとかあるいは研究開発
税制ですとか、まさに競争力を強化しようと思っ
てインセンティブを与えているところをやめな
きゃいけないということで痛しあゆしになる感じ
がするんですね。ですから、全体の税収を維持す
るということを超えても引き下げなければいけ
ない状況ではないかと私は考えておりますけれ
ども、いかがでしょうか。

○参考人(青山慶二君) 先ほど私が申し上げましたのは、ヨーロッパで行われたような税率引下げについてどのようにとらえたいのかということとで申し上げたわけでございます。必ずしも我が国の法人税制自体をどのように改革したらいいのかということに向けての具体的な提案というわけではございませんでしたけれども。

今御指摘いただいた点につきまして申し上げますと、一つは、課税ベースを広げて、そしてその分税率を引き下げるということについて限界があるのではないかという御指摘が一点だと思いますが、その点については、確かに我が国の特に租特だけを見ますと、どのような余地があるのかということについてはかなり限界があるところであらうというふうに思います。

租税法の立場で法人税を考えたときには、いろいろな、これは学問的な領域でございすけれども、オプションというのがございす。法人税の課税ベースをどのように構成するのか。今はまさに所得を積み上げる形で企業の帳簿に基づいて計算する方式でございすけれども、法人税の課税ベースを例えば付加価値をベースに組み直すとか、こういった選択肢も学者ベースではいろいろなところで検討されております。これは、例えば最近で申しますと、イギリスの中長期的な税制改正を研究するいわゆるミッド・レポートに続くマリーリス・レビューというのが行われておりますが、その中で非常に幅広い法人税の改革案というものが検討され、その中でどのような税負担が可能なのかといったことが検討されてございす。

私の申し上げた法人税の改革は、そういったものも含めて、学問的な観点ではいろんな選択肢を今後検討していく余地があるのではないかなというふうに思っておるわけでございす。具体的に、今の時点での法人税について、税収中立でどこまでやれるかということについては、申し訳ございせんが、私自身きちんと詰めたわけではございせん。

○荒木清寛君 最後に、高田参考人にお尋ねをいたします。

参考人の提言の中で、国債についての信認を維持するにはやはり財政再建についてきちんとこれは道筋を明確にするべきだと、こういうお話があったかと思ひます。先ほどその時期を問われて、その道筋が明確であればいいという御趣旨だったと思いますが、そうなりますと、もう景気が回復した段階でこの財政再建、増税ですね、するという、そういうことを明確にしておけばいいということであれば、それを前提にしますと、まだ経済対策として、景気対策としてしばらくは積極財政をする余地があると、このように理解していいということでございすでしょうか。

○参考人(高田創君) 今の御指摘でございすけれども、その辺に関しては、必ずしも、何という

んでしょうか、支出を市場が認めているというよりは、どちらかといいますとバランスの問題なんではないかなというふうに思っております。

もちろん、景気の状態がままならない中でいえば、一定のサポートというものはやっぱり必要だというのは多分市場参加者だれでも考えていることなんだろうと思うんですが、一方で、こういう方向付けもない中で一方方向に増えるというようなことになってまいりますと、やはりこの信認と申しましようか、規律に対する意識がどうも薄いのではないかとといったところ、これが先ほど御指摘させていただきましてように、市場でリスクプレミアムが跳ね上がったという部分、これは当然起こり得る話でございす。

となりますと、ある面では、これは両面というのなかなか難しい状況ではございすけれども、やはりある程度成長の回復、要は、それが税収をもう一回上げ得るような環境とそれに対する意思というものをバランスよく考えてまいりませんと、どっちだけでもいいというふうなものでは市場の方はなかなか満足しない部分というのはあるのではないかなと。

そういう意味でいいますと、これはある面では経済は生き物でございすので、非常にこの扱いと申しましようか、非常に丹念に考えてまいりませんと、ちよとしたことで変動してしまいうか、また、そうしたところを海外辺りから弱いところをつかれてしまいうか、こうしたものというのは今後やっぱり一、二年、非常に起こり得る状況なんではないかなというふうに考える次第でございす。

○荒木清寛君 お三方、ありがとうございます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございす。

私は、率直に申し上げて、リーマン・ショック、金融大崩壊、そして百年に一度の世界経済危機と。その後、どうも経済学者の方とかエコノミ

ストの方の話というのはもうそのまま余りのみにしないような癖が付いて、どうしても懐疑的に今日のお話も聞いたりしてしまいうんですけれども。

ちよとそもそも論で聞きたいんですけど、例えば高田参考人ですけど、今日は何度も市場とかマーケットというお話が出てまいりました。実は、この市場という言い方とかマーケットという言い方は、もうあの竹中さんがいたときに、この国会の場でも彼はさんざん市場が判断をする、このマーケットに聞けと。あの村上ファンドの村上さんもマーケットに聞けと。そんな、あたかも何かマーケット、市場が神様、神の見えざる手、ちゃんと調整してくれるような、そんなことが平気で、今でも言う方いますけど、平気で議論されてきたんですけど、どうなんですか、このリーマン・ショックの後、高田さんなんか現場を見ていらして、高田さんにとつてこの市場というのは一体何なんでしょう。

○参考人(高田創君) 非常に重い御指摘いただいたなというふうに感じますけれども、私にとりましては、先ほど申しましたように、何しろ二十五年近く携わってまいりましたので、そういう意味では、当時でいいますと、二十五年前でいいますと、ほとんど市場がなかったところでございまして、そのころから、例えば金利面で申し上げても、金融の自由化と申しましようか、いう時代の流れでもございまして、そういう意味では、私が生きてまいりました八〇年代、九〇年代、そしてこの二〇〇〇年代と申しましようか、ある面では、市場化への流れだったと思ひます。

そうした状況の中で、今先生がおっしゃられたように、私自身も実はここ数年間、特にリーマン・ショック以降若しくはサブプライム問題以降と申しましようか、この流れが本場に市場だけでいいのかどうかということに関しては、やや、何というんでしようか、いろんな目で見てきている状況でございす。

私事になりますけれども、私自身は実は昨年、「金融社会主義」という本を書いておりまして、実はその中では、やはりこうした市場というのは我々も生きておりますから非常に重要でございすし、そのメカニズムをいかに生かすかというのとは当然のことではございすけれども、しかしながら、やはりこの市場というものをある面ではどういふふうなやつてコントロールしていったらいいんだろうかと。余りに実体経済に乖離した動きというものはなかったのかどうかというものも含めてやはり考えていかざるを得ない部分もあるのかなと。

そういう意味では、ここ数年間というものは、ある面では市場というもので我々生きているんでございすけれども、一方でこれをどのようにコントロールなりしていったらいいのかということをお願い直すべき局面という部分もやはりあるのではないのかなと。その部分はこれから英知を出してやはり考えていかざるを得ない。単に市場が神というわけでもなかなかないかない、そういう部分はやはり先生御指摘のようにあるのではないかと私自身感じたところでもございしました。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

そういう点では、アメリカがオバマ政権になって、リーマン・ショックの反省からといひますか教訓から、かなり思い切った、国際連帯も必要なんではないけれども、アメリカとしても金融規制の幾つかのことはやるということで、強い意思でオバマさん進めております。例の責任料ですね。大手の金融機関に九百億ドルですか、金を出させて公的資金で埋めた部分は取り戻すとか、あるいはヘッジファンドの問題とか、いろいろ規制案がアメリカではかなり強く出ております。日本は、残念ながら民主党政権になっても余り金融の自由化路線が変わっていないと。ちよと危ないなと私は思っているところでもございすけれども。そのアメリカの今かなりやつている、大変な議論にはなっておりますけれども、金融規制についていかが思われているか。これは、高田参考人と

深尾参考人の御両人に伺いたいと思います。

○参考人(高田創君) 先生おっしゃられましたように、アメリカにおいて、またグローバルにおきましても、この金融規制をどうしていくのかといった点については、ここ数年間、非常に大きな枠組みになっているかと思えます。これは国際機関の中で申し上げても、例えばバーゼル規制と言われたところでも同じような状況でございますし、また、特に今回オバマ政権については、今年一月以降、ボルカー・ルールと言われるような形で非常に斬新的な対応をしてきたというような部分もあるわけでございます。

こうした部分というのは、私はある面でいえば、先ほど申しましたように、やっぱり市場というものが一つある中で、どのようにしてコントロールしていくべきなのかという部分、それと同時に、私はある面では、各国ともある面ではやや独自の対応をしている部分というものもございします。そうやってまいりますと、もちろん各国ともあるべきという議論、また場合によつてはそれが自己の国益にという部分も出てきている部分もあるのではないかと思っております。

そういう状況の中で、我々日本としてどのような対応していくのかというのは、私は単に海外がやっているからだけの議論だけではなく、日本国内としてやっぱりどういうふうな金融があるべきなのかというように、この辺のところをやはり独自の視点でもって考えていくといった部分も私はやっぱり必要なのではないのかなと。

そういう意味では、今いろんな、もう各国、各者争鳴の状況でございますけれども、そのような規制の中で、やはり我々としてもどういうふうなやるべきなのか、また完全に規制をどんどん掛けるといふものがあるわけでもございしませんです。そここの部分の度合いというものもどうなのかといったところ、これは一つやっぱり考えるべき局面なのではないかなと思つ次第でございます。

○参考人(深尾光洋君) 市場が機能するために、売っているものの内容が消費者といいますか、買う方から見えてよく見えなくてうまく機能しない、これは自明であります。これがうまく機能しない双壁が医療と金融でございます。医療機関でもらう薬が本当に効くのか、あるいは副作用の方が強いのか、あるいはある治療が、お医者さんがもうかるだけなのか、本当に自分も治るのかと、この辺りはなかなか分らないわけでありまして、お医者さんにまじめな顔で入院しろと言われれば、嫌ですと言ふ人は余りいないと思ふんですが、ベッドが空いているから入院しろと言われては、これだけかもしれないわけでありまして。

これと、この問題というのはやっぱり金融でもございまして、金融機関の売っている金融商品というのはなかなか物が見えにくい。このためにいろんな規制が行われているわけでありまして、金融業と医療業に於ける規制がどこでもそれなりにある程度のレベルがあつて、これがうまくいっていないとやはり消費者がだまされることがあります。投資家サイドがだまされることが起きる。これが大規模に起きたのがサブプライム問題だと思つております。

そういう状況で、何が問題かということを言いますと、一つは、商品の内容の開示をしつかりする、あるいはその金融機関の健全性をしっかりと判断できる開示を行う。そのためには、連結決算の範囲とか、あるいは開示のときの資産の評価をどの程度するか、こういったところももうベースとございします。これがうまくいかないと大変なことになるわけですね。

規制の水準がやはり国によって大分違つておりまして、そのために規制の弱いところではいろいろ取引をするということが実際行われていて、リーマンもどうも一部の取引を規制の弱いイギリスで行うことによって規制逃れをしていたと。普通、預かり資産は分別管理が必要でございますが、アメリカでも日本でも分別管理が義務付けられておりますが、イギリスではこれがないわけで、ヘッ

ジファンドから預かった資産を自分自身の担保に使う、流用すると、こういうことによって自分の資金がなくなつてもお金を調達できてしまう。こういう問題が起きたりしております。

ですから、強化すべきポイントとしては、やはり開示のルール、それから評価のルール、特にデリバティブの評価は非常に怪しい部分がありまして、デリバティブ取引で勝ち負けがあると。デリバティブというのは要はかけ事でありまして、金融市場を使つたわけであつて、負けたか勝つたか、この金額は足したら必ずゼロになるはずであります。これも足して勝ちの方が多いうように見えます。といいますと、評価を各社自身に任せられていて、自分のコンピュータモデルで推計するものですから、勝ち負けは多めに、負けは少なめに評価しますと利益をつくつてしまふと、こういう問題が出てまいります。

こういったところで評価のルールを必ずシンメトリックに、つまり勝ちと負けの額が同じになるように評価しないといふ。このためには、例えば証券取引所で売買することによってそれをだれの目にも明らかにしなさいと、こういった形で規制が必要であらうと思つております。

これについてはこれまでも規制が強化されてきました。まだ不十分なところが十分あつたといふことだと思ひます。

ただ、ボルカー・ルール、これは最近オバマ大統領が発表しましたが、私はボルカー・ルールについては少し疑問に思つております。つまり、銀行部門に自己勘定による投資を全面的に禁止するというところはちょっと行き過ぎではないかなと。

やはりしっかりと評価をして、自己資本をしつかり持たせれば、私はそれで十分ではないかと思つております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

青山参考人に伺います。

青山参考人お配りいただいた資料は、ちょうど私もこの前の委員会と同じ資料を配つて質問をさせていただいたところでございます。

ども。

先ほどもちよつとヨーロッパの税の話がございましたけれども、ヨーロッパは決して税の引下げ競争だけに特化しているわけではございませんで、ヨーロッパ、EUの考え方というのは、企業の競争力も大事だけれども人の生活も大事だといふことで、その両方をEUの目的として掲げながらやっているといふことを忘れてはいけない。企業だけ応援すればいいといふことではないので、そういうところから考えなければならぬことを申し上げた上でなんですけれども、このトリガー税率の引下げ、これは当面、企業負担を軽減する点では分らないでもないし、企業の負担を軽減するのは重要なことだといふことを申し上げた上でなんですけれども、これは事実上、ただ今回、中国とかに合わせてトリガー税率を引き下げるということになると、委員会でも質問で申し上げたんですけれども、オランダなんかは、日本トリガーが二五％だったものですから、何年前に法人税を二五％以下に下げよう、二五％に下げようと思つたんですけれども、そうなると思つ掛かつたやうで二五・五に、ぎりぎりトリガーに引つ掛からないやうに、日本企業を誘致するために抑えたりしているわけですね。

そうすると、今回これを下げますと、オランダだけではなくてほかの国も、日本企業が進出する国も下げてしまふと、下げちゃおうといふことになって、なおかつ逆に言うと、法人税が下がるから、いろんな国が下げるからトリガーも下げると。両面で、両方が作用し合つて法人税の引下げ競争にやっぱり影響するんではないかという危惧を持っております。そういうことを指摘されている学者の方もいらっしゃるわけですね。その点、要するに引下げ競争をずっとやりまふと、やっぱり先ほど青山参考人言われたやうに、結局はその国にとっては合理的かも分りませんが、けれども、国際的に見ると合意の誤謬といふか、みんな下げて合つてしまふといふことがあるわけですね。そういう点で、もしコメントあれば

一言いただきたいと思ひます。

○参考人(青山慶三君) 今おっしゃった、御指摘になった、トリガー税率を下げて、それが更に法人税率自体の引下げにつながって悪影響のサイクルが始まるのではないかと御指摘でございませうけれども、現在拝見して見ますと、ヨーロッパ、アジアとも既に二五%を割り込む形での法人税の引下げというものが一巡しているというふうに見られています。そういう意味では、今回の二五%になったからといって、新たな引下げ競争というものが引き起こされるのかということについては、必ずしもそういう要因にはならないのではないかと私の印象でございませう。

それからあと、ヨーロッパについては、先ほど御指摘のありましたように、必ずしも企業だけではなくて、全体の税の問題をバランスを持って議論しているんだという御指摘はそれとおりだと思いますし、私自身もEUの税制改革の方向については、御案内のとおり、EUの中でいろいろな指令を作りましてハーモニゼーションをやっておりますけれども、残念ながら直接税についてはそれらの中で最もハーモニゼーションが進まない。これらについてはそれぞれの国が独自の財政の判断に基づいて決めるんだということで、最も遅れている分野でございませう。

そんな中で進んでいるのが、あえて申し上げますと、例えば無差別取扱い。これにつきましては、EUの無差別取扱い条項というのが非常に強力でございます。直接税についても各国の国内法を拘束する形で非常に広まっております。こういったことが言えると思ひます。これは、外国の投資あるいは国内の投資、内国人、外国人の間の取扱いの平等を図るという方向での改正でございます。この点だけ付け加えさせていただきます。

○大門実紀史君 では、最後にもう一度、青山参考人に。

で、保有割合が五%以上を一〇%以上にする。これについてどう評価されておられるのかということ、若干これ、ドイツでは一%以下でも出資していれば課税対象とすることになっております。今までは、元々一〇%を五%にしたという経過もございませう。課税逃れを防ぐために。それを今度また一〇%に戻す。これはかなり私は危険かなと思つております。例えば一〇%でも、これ十一人集まれば一人九%ずつにしたら一〇%子会社をつくれるというような元々抜け道のありな制度でありますけれども、ここはちょっと危ないなと思つておられるんですけれども、そういう危惧はございませうか。

○参考人(青山慶三君) これは、恐らく企業の海外進出に伴う持ち株割合の実態がどのような形で展開しているのかということに関連するところでございませうけれども、一般的に言えることは、今まさに多国籍企業が海外に進出する際に、もちろん一〇%子会社の形で出ていくこともございませうけれども、いろいろな形で、非常に持ち株比率は少ないけれどもそのビジネスを共有していくという形になってくる多様なケースがございませう。そういったときに、その持ち分だけ支配能力というものは当然少ないわけでございませうし、そういった形の少ない持ち分に伴う租税回避のリスクというのは、当然のことながら比例的に少なくなつてまいりませう。

この一〇%と五%のところにつきましては、先ほど大門議員の御説明にありましたように、いかようにでも、十人が集まればいいのか、二十人集まればいいのかというふうな形の議論がされたことはございませうけれども、現実企業は海外でビジネスをやる場合に、それぞれの持分に応じてそのリターンを得るという形で、シリウスにまさにビジネスをやる場合には、恐らくその一〇%というのはいかなる一般的に認められる水準なのではないか。これは、一つはIMFの直接投資の基準が一〇%ということでございます。アメリカがタックスヘイブン税制を入れたときの基準も一〇

%、現在も一〇%でやっております。

それで、一つその直接的なコントロールを利かす。利かすということは、その分租税回避について対応すべきという切り口になるわけでございませうけれども、それについての一〇%というのは一つの考え方として有力な考え方ではないかというふうに私自身は考えます。

○大門実紀史君 もう終わりますけど、それは国税庁の説明で、私が言ったのはペーパーカンパニーの場合のことを聞いているので、それは質問でまたやっております。

今日はありがとうございました。

○委員長(大石正光君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税増税反対に関する請願(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)

第四一四号 平成二十二年三月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 京都市左京区聖護院川原町二二ノ一四 多田正之 外一万三千三百三十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四一五号 平成二十二年三月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 京都市右京区太秦安井北御所町五ノ一一五 中辻郁美 外一万三千三百三十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四一六号 平成二十二年三月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡邑楽町中野三、〇三ノ一五 武藤美代子 外一万三千三百三十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四一七号 平成二十二年三月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区小松川三ノ八ノ一ノ一、二二一 渡辺健太 外一万三千三百三十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四一八号 平成二十二年三月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市湯沢東二ノ四ノ一二 中屋くに子 外一万三千三百三十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四一九号 平成二十二年三月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 熊本県玉名市横島町横島一〇、七八ノ五 島村弘子 外一万三千三百三十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四二〇号 平成二十二年三月八日受理

消費税大増税反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松籟荘七ノ二一 但

馬保子 外一万三千百三十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

平成二十二年四月五日印刷

平成二十二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C